

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1	設置の趣旨及び必要性	2
2	学部・学科の特色	9
3	学部・学科の名称及び学位の名称	12
4	教育課程の編成の考え方及び特色	13
5	教育方法、履修指導方法及び卒業要件	18
6	編入学定員を設定する場合の具体的計画	21
7	教育実習の具体的計画	22
8	取得可能な資格	24
9	入学者選抜の概要	25
10	教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色	28
11	研究の実施についての考え方、体制、取組	31
12	施設、設備等の整備計画	32
13	管理運営	34
14	自己点検・評価	35
15	情報の公表	36
16	教育内容等の改善を図るための組織的な取組	37
17	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	38

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の背景と理由・必要性

【設置の背景】

我が国は20世紀後半に科学技術を大きく発展させ、鉄鋼、造船、自動車、半導体等の産業において世界を主導する地位を築いて、GDPがアメリカに次ぐ世界第2位の経済大国となった。21世紀に入ると社会構造や価値観が大きく変化し、ものづくりは多様化、複雑化した。健康、医療、福祉が重視され、地球環境への配慮などが強く叫ばれるようになり、平成27年（2015年）には国連において持続可能な開発目標(SDGs)として17の世界的目標と169の達成基準が示された。一方で、中国や韓国、台湾、インド等が急速に科学技術力を身に付け、我が国は次第に国際的な競争力を失いGDPは世界第4位に後退した。

このような世界の変化に対応して我が国は、非連続的なイノベーションを生み出して大変革時代を先導し、新しい価値やサービスが次々と創出される「超スマート社会」(Society 5.0)を世界に先駆けて実現するため、平成28年（2016年）に第5期科学技術基本計画を策定して、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステム(CPS)の研究開発の強化を目指す取組を開始した。さらに、令和3年（2021年）に策定された第6期科学技術・イノベーション基本計画では、我が国が目指すべきSociety 5.0の未来社会像を、「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりの多様な幸せ(well-being)が実現できる社会」と表現し、その実現に向けた『「総合知による社会変革」と「知・人への投資」の好循環』という科学技術・イノベーション政策の方向性が示された。また、令和2年（2020年）には、温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を宣言した。

しかし、このような取り組みにも関わらず、我が国の産業や経済は依然として厳しい状況に置かれている。産業界や官公庁のデジタル化の取り組みは他国と比べて大きく遅れており、そのことが令和元年（2019年）に発生したCOVID-19感染症への対策においても感染拡大の防止や経済活動の回復を阻害する大きな要因となった。エネルギー構造の変革の取り組みや、近年、特に重要性が増している人工知能やデータサイエンスにおける研究開発や人材育成においても、我が国は十分な成果を挙げておらず、IT技術者やAI技術者が圧倒的に不足していることに加え、技術者を育成する立場にある指導者の不足が深刻化している。

もちろん、現在でも我が国には、素材や部品など国際的に極めて高い競争力を保つ科学技術の領域は少なくなく、そのような領域を更に発展させていくことは我が国の国際的な競争力を維持する上で重要である。しかし、ますます激化する国際競争の下で、我が国が次世代を開拓する科学技術において主導的な役割を果たし、世界的な広がりを見せる種々の問題の解決に貢献していくためには、個々の要素技術に関して優れた成果を創出できる人材に加え、これらを組み合わせることにより、工学、自然科学、数学、更には人文科学や社会科学などを含む広範な学問分野にまたがる新興領域や融合領域において価値創造に寄与できる総合知に秀でた人材の養成を確実に実行していく必要がある。

《資料1：『総合知』とシステム情報学》

【システム情報学部設置の必要性】

神戸大学工学部情報知能工学科（以下「情報知能工学科」という。）は、工学部計測工学科と工学部システム工学科を発展的に統合する形で、平成4年に設置され、以来、高度情報化社会の様々な技術問題を解決できる能力を有する人材を養成することを目的として、次世代情報化及び知能化システムの実現のための基礎科目並びに先進的・学際的な専門科目からなる体系的な教育研究を行ってきた。また、情報知能工学科を基礎とする大学院組織である神戸大学大学院システム情報学研究科（以下「システム情報学研究科」という。）が、神戸大学大学院工学研究科（以下「工学研究科」という。）から独立する形で平成22年に設置され、システム科学、情報科学、計算科学の3分野を柱とし、新興領域・融合領域における新たな学問の創出、技術革命の推進、高度な人材の養成を担ってきたが、異分野共創協働による教育研究活動を一層推進し、総合知に秀でた高度情報専門人材の養成を強化するため、従来の3専攻を「システム情報学専攻」に統合するとともに、入学定員の増員を図る改組を令和5年4月に実施したところである。

このシステム情報学研究科の改組は、多様化・複雑化するシステム情報学への社会的要請に応え、更なる発展をねらいとしたものであるが、一方で、その基礎となる学士課程である情報知能工学科が工学部に置かれていることに起因する課題がいくつか顕在化してきた。課題の1つ目は、学部において総合知教育が展開できていないことである。すなわち、総合知教育は学部・大学院の一体的かつ継続的な実施が望ましいが、現在の工学部の教育システムの下では、その実施が困難な状況にある。2点目として、教養教育が十分に機能していないことが挙げられる。俯瞰的なものの見方が必須であるシステム情報学にとって、特に教養教育は重要な意味を持つが、実質的な教養の修得には事前の十分な問題意識の醸成が必要であり、現在の工学部の教育カリキュラムにおいては、そのような教育が実現できていない。そして更なる課題として、学部名や学科名が与える印象により、学生の期待と教育内容に関してミスマッチが生じている点がある。現在は工学部に置く情報知能工学科であるため、ITやAIなどの専門知の修得を最終目標とする技術志向の学生が多く、それらを活用するための総合知について学びたいと考える学生の進学対象になりにくい傾向にある。

そこで、このような課題を解決するとともに、システム情報学の教育研究の質の更なる向上を図るため、既存の情報知能工学科を工学部から独立させ、学部と大学院の一体運用、工学部の枠から離れた柔軟なカリキュラム構成、及び高い意欲を持つ多様な入学者を確保するため、システム情報学部（以下「本学部」という。）を設置する。

（2）養成する人材像

神戸大学（以下「本学」という。）が所在地を置く兵庫県神戸市では、戦略産業として「IT・コンテンツ、航空・宇宙、医療・健康・福祉、環境・エネルギー」を掲げるとともに、市内にスーパーコンピュータ「富岳」が設置され、神戸医療産業都市構想が推進されるなど、基盤整備が強力に進められている。その一方で高度な能力を身に付けたデジタル人材の不足が大きな課題となっており、その質と量の充実による産業の飛躍的発展が強く期待されている。このことは一地域である神戸市に限られたものではなく、「設置の背景」でも述べたように、我が国全体として、

IT人材やAI人材の圧倒的な不足，並びに総合知の脆弱化は深刻な問題とされており，総合知に優れた新たな価値を生み出すことができるデジタル人材の育成が社会的に強く求められている。

本学部においては、これらの社会的要請に応えるため，人間性，創造性，国際性に加え，幅広い知識及び学際的視点を有する人材，特に世界の現状や問題についての知識や理解力を持ち，システム情報学の各専門領域の知識や技術を応用し，俯瞰的に組み合わせることで，社会の様々な問題の解決や新しい価値の共創に貢献できる人材を育成する。

(3) 3つのポリシー

本学部においては，本学の定めるポリシーを基本として，以下のとおりポリシーを定める。

【学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）】

本学の定める学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は，次のとおりである。

神戸大学は，その固有の使命と社会的・歴史的・地域的役割を認識し，国民から負託された責務を遂行するために，神戸大学教育憲章を定めた。本学は，この神戸大学憲章に基づき，学士の学位授与に関する方針を以下のように定める。

1. 本学は，本学のすべての学生に共通する学修の目的を，人間性，創造性，国際性，専門性の修得とし，その目標を以下の能力等を身につけることとする。

- ・高い倫理性と，知性，理性及び感性の調和した豊かな教養（人間性）
- ・伝統的な思考や方法を批判的に継承しつつ，自ら課題を設定し，創造的に解決できる能力（創造性）
- ・多様な価値観を尊重し異文化を深く理解する力と，それを支える優れたコミュニケーション能力（国際性）
- ・それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担うことのできる，深い学識と高度な専門技能（専門性）

2. 本学は，学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対して，学士の学位を授与する。

これらを踏まえた上で，本学部の学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を設定する。

神戸大学システム情報学部は，幅広い知識及び学際的視点を有する人材，特に世界の現状や問題についての知識や理解力を持ち，システム情報学の各専門領域の知識や技術を応用し，俯瞰的に組み合わせることで，社会の様々な問題の解決や新しい価値の共創に貢献できる人材を養成することを教育の目的としている。この教育の目的を達成するため本学部は，神戸大学が定める学位授与に関する方針に基づき，以下のように学士（システム情報学）の学位授与に関する方針を定める。

1. 本学部は学修の目標を，神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え，以下の能力等を身につけることとする。

- ・システム情報学の各専門領域に共通して必要となる基礎的な知識と技術
- ・システム情報学の各専門領域の高度な知識と技術
- ・システム情報学に関係する分野や話題についての幅広い知識と理解力

・システム情報学を用いた共創・協働による課題の設定や解決に向けた総合知としての俯瞰力・創造力

2. 本学部は、学士（システム情報学）の学位を授与するための卒業の要件を、本学に所定の期間在学し、学部規則に定められた単位を修得して、神戸大学及び本学部の定める学修の目標を達成することとする。

【教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

本学の定める教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、次のとおりである。

神戸大学は、本学が定める学位授与に関する方針に基づき、学士課程の編成及び実施の方針を以下のように定める。

1. 各学部は、必要な授業科目を開設し、教養科目及び専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）によって、学士課程を体系的に編成する。

・教養科目は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、本学のすべての学生に共通する学修の目標を達成するための科目とする。

・専門科目は、深い学識と高度な専門技能を培い、本学のすべての学生に共通する学修の目標および各学部が定める学修の目標を達成するための科目とする。

2. 教養科目は、基盤系、人文系、社会系、自然系、総合系、外国語系、健康・スポーツ科学系からなるものとする。

・基盤系の教養科目は、すべての授業科目の基礎となる知識や能力を修得し、高い倫理性と、知性、理性及び感性の調和した豊かな教養を身につけることを主な学修目標とする。

・人文系、社会系、自然系の教養科目は、伝統的な思考や方法を批判的に継承しつつ、自ら課題を設定し、創造的に解決できる能力を身につけることを主な学修目標とする。

・総合系の教養科目は、複眼的、批判的、創造的、包括的に思考し判断する能力を身につけることを主な学修目標とする。

・外国語系の教養科目は、多様な価値観を尊重し異文化を深く理解する力と、それを支える優れたコミュニケーション能力を身につけることを主な学修目標とする。

・健康・スポーツ科学系の教養科目は、創造的な生活様式を獲得し、スポーツによる主体的な健康の維持と体力の増進のための知識や能力を身につけることを主な学修目標とする。

3. 各学部は、授業の実施方法や学修成果の評価の方針を定める。

これらを踏まえた上で、本学部の教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を設定する。

システム情報学部は、本学部が定める学位授与に関する方針および神戸大学が定める教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、以下の方針に則り教育課程を編成及び実施する。

1. 幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、本学のすべての学生に共通する学修の目標を達成するため、教養科目を開設する。
2. 深い学識と高度な専門技能を培い、本学のすべての学生に共通する学修の目標および本学部が定める学修の目標を達成するため、専門科目を開設する。
 - ・システム情報学の各専門領域に共通して必要となる基礎的な知識と技術を身に付けるため、基礎系科目を開設する。
 - ・システム情報学の各専門領域の高度な知識と技術を身に付けるため、数理系科目・現象系科目・情報系科目を開設する。
 - ・システム情報学に関係する分野や話題についての幅広い知識と理解力を身に付けるため、専門教養系科目を開設する。
 - ・システム情報学を用いた共創・協働による課題の設定や解決に向けた総合知としての俯瞰力・創造力を身に付けるため、総合系科目を開設する。
3. 授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。
4. 成績評価は、筆記試験、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で行う。

【入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）】

本学の定める入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、次のとおりである。

神戸大学は、世界に開かれた国際都市神戸に立地する大学として、国際的で先端的な研究・教育の拠点になることを目指しています。

これまで人類が築いてきた学問を継承するとともに、不断の努力を傾注して新しい知を創造し、人類社会の発展に貢献しようとする次のような学生を求めています。

●神戸大学の求める学生像

1. 進取の気性に富み、人間と自然を愛する学生
〔求める要素：思考力・判断力・表現力、主体性・協働性、関心・意欲〕
2. 旺盛な学習意欲を持ち、新しい課題に積極的に取り組もうとする学生
〔求める要素：知識・技能、主体性・協働性、関心・意欲〕
3. 常に視野を広め、主体的に考える姿勢を持った学生
〔求める要素：主体性・協働性、関心・意欲〕
4. コミュニケーション能力を高め、異なる考え方や文化を尊重する学生
〔求める要素：知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性〕

●入学者選抜の基本方針

以上のような学生を選抜するために、神戸大学のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえ、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測るため、多面的・総合的な評価による選抜を実施します。

これらを踏まえた上で、本学部の入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定する。

システム情報学部では、世界の現状や問題についての知識や理解力を持ち、システム情報学の各専門領域の知識や技術を応用し、俯瞰的に組み合わせることで、社会の様々な問題の解決や新しい価値の共創を主導できる人材を育てることを目的として、次のような学生を求めています。

システム情報学部の求める学生像

1. 高等学校の教育内容全般の基礎知識と理科系科目に関する優れた思考力や判断力を有し、以下の2～4のいずれかの資質や能力を備えた学生
[求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力]
2. 理科系科目の理解や応用に関する特に秀でた思考力と判断力
[求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力]
3. 理科系分野に対する高い関心と意欲を活かした特筆すべき活動
[求める要素：関心・意欲]
4. 多様性をもたらす豊かな価値観・世界観や社会問題・環境問題等への強い関心
[求める要素：価値観・世界観の豊かさ，関心・意欲]

高等学校等で修得しておいてもらいたい内容

「国語」：文章を読み解く力。明確な表現力。

「地歴・公民」：幅広く総合的な知識。様々な社会現象を捉える分析力。

「数学」：数学的思考力，表現力，総合力。

「理科」：自然科学の総合的理解力，論理的思考力。

「英語」：読解力，コミュニケーション力，表現力。

「情報」：情報を科学的に理解する力と活用する力。

以上のような学生を選抜するために、システム情報学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、以下の選抜において様々な要素を測ります。

一般選抜では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を測ります。

「志」特別選抜では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲」を測ります。

学校推薦型選抜（女子枠）では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「価値観・世界観の豊かさ」「関心・意欲」を測ります。

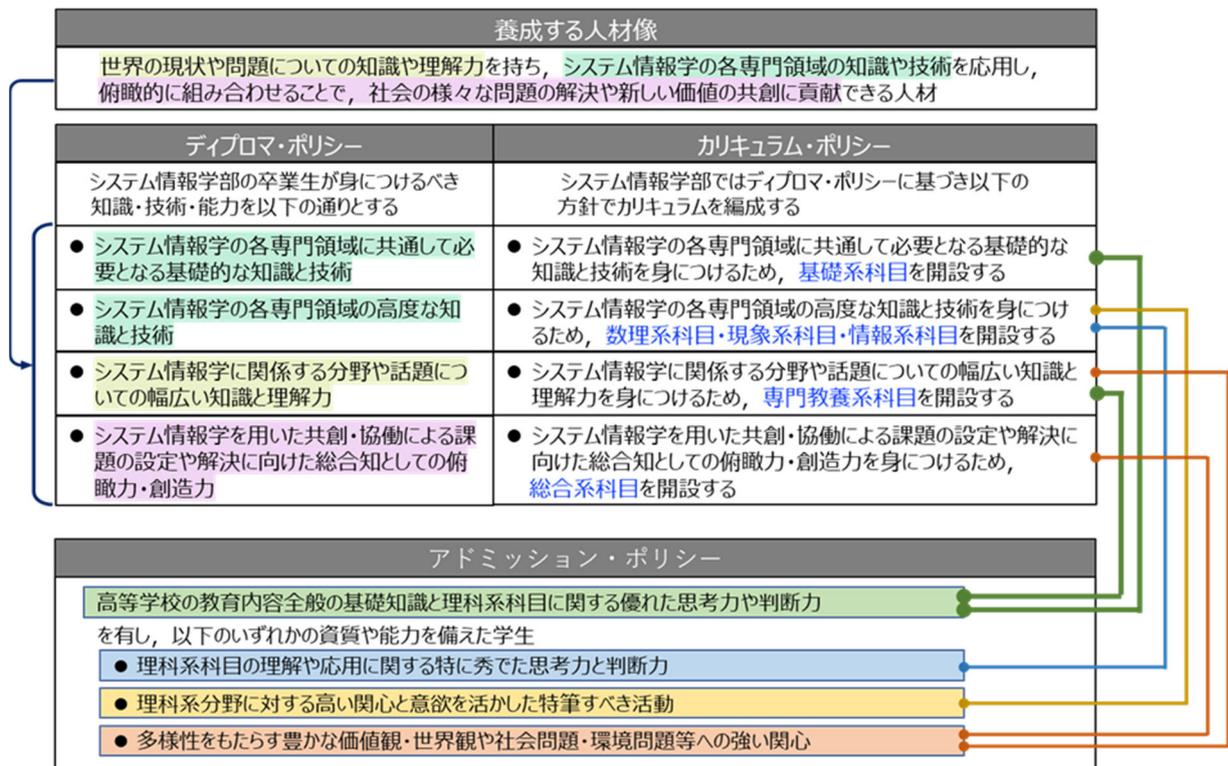
私費外国人留学生特別選抜では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲」を測ります。

【養成する人材像及び3つのポリシーの各項目との相関及び整合性】

養成する人材像と学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）との関係は、図1に示すとおりである。

ディプロマ・ポリシーに設定した知識・技術・能力は、カリキュラム・ポリシーに設定した、「基礎系科目」、「数理系科目・現象系科目・情報系科目」、「専門教養系科目」及び「総合系科目」を修得することによって養成され、アドミッション・ポリシーは、カリキュラム・ポリシーに設定された各科目系を学修するための一定の資質・能力として関連付けられている。

図1 養成する人材像とDP・CP・APの関連



2 学部・学科の特色

(1) システム情報学カレッジ(College of System Informatics, CSI) 構想

相互作用する要素から構成され、環境の中に置かれてダイナミクスを持つ社会・組織・環境・生物・人工物などをシステムという。そのシステムを計測・制御する際に現れる概念が情報である。デジタル技術を基礎とし、システムと情報を包括的に扱う学問領域をシステム情報学と呼ぶ。デジタル技術の革新を導き、デジタル技術を価値創造につなげるためには、システムと情報を包括する世界観を持つ人材、すなわちシステム情報学に秀でたデジタル人材の育成が重要である。

本学は、昭和33年に工学部に計測工学科を、昭和42年にシステム工学科を設置し、平成4年に両学科を統合して情報知能工学科を設置した。さらに、平成22年にはシステム情報学研究科を設置するなど、他に先駆けてシステム情報学の教育研究を実施してきている。

システム情報学の教育研究とこれに基づく人材育成を一層強力に推進するため、学部と大学院が一体化し、独立性が高く機動的な「システム情報学カレッジ(College of System Informatics, CSI)」を構築する。このシステム情報学カレッジは、情報知能工学科をシステム情報学学部として工学部から独立させ、既設のシステム情報学研究科との一体運用を図る組織に付けられた呼称であり、本学における教育特区として、柔軟性の高い独自の教育プログラムを特徴とする。

システム情報学カレッジ(CSI)の最大の目的は、神戸市をはじめとする地元自治体との強力な連携の下、学部入学前から博士の学位取得後まで、大学全体・地域全体で学生を全面的に支援し、その能力を最大限に引き出し、世界トップレベルの研究者・技術者・教育者を育成することである。《資料2：システム情報学カレッジ『College of System Informatics(CSI)』構想》

学士課程におけるシステム情報学カレッジ(CSI)の教育の特徴は以下のとおりである。

【反転教養教育と情報基礎教育プログラム】

「総合知」(俯瞰的な視野を持ち、様々な専門的知識や技術を組み合わせて課題解決や価値創造を行う能力)に関する学問領域であるシステム情報学にとって、特に重要な意味を持つ教養教育を効果的に実施するため、従来の慣習にとらわれず、入学直後から先に専門教育を実施し、その後、教養教育を行う反転教養教育と、それに最適化した情報基礎教育プログラムを実施する。

さらに、これにより早期に専門科目を修得することが可能になり、卒業研究開始の早期化も実現する。《資料3：CSI構想「反転教養教育」と「情報基礎教育プログラム」》

【外国語教育と海外派遣】

外国人教員などによる理数系に特化した外国語教育や、外国語による教養教育を本学国際コミュニケーションセンターや教養教育院と協力しながら実施する。

また、本学の海外学生派遣プログラム(GCP)等と連携し、積極的に国際会議等に派遣する。

【異分野共創^{C3}(Co-Creation and Collaboration) ユニット教育プログラム】

システム情報学研究科が令和5年度から開始した異分野・異世代の共創教育を目指す複数の専門による共創(Co-Creation)と協働(Collaboration)を実現することをねらったユニット教育プログラムを展開する。

柔軟性・機動性・先見性を備えた教育研究フレームワークであるC³ユニットは、「環境問題ユニット」、「バイオユニット」、「健康・福祉ユニット」等、社会環境・ニーズの変化に対して、適応的・即応的に対応して設定する。

《資料4：CSI構想「異分野共創C³ (Co-Creation and Collaboration) ユニット教育プログラム》

これら特色ある教育により、以下の取り組みを展開する。

＜優れた情報教育の横展開＞

システム情報学カレッジ (CSI) の反転教養教育を有効に機能させるためには、短期間で数学等の基礎を修得する独自の基礎教育プログラムが必要である。本学部は多様な専門分野の基幹教員から構成されるが、数学系教員が多数含まれている特徴を活かし、本学数理・データサイエンスセンター、教養教育院等と協力しながら、情報教育に特化し、反転教養教育に対応する数学・物理学・データサイエンス・アルゴリズムに関する基礎系科目や、総合系科目「システム情報学入門」からなる情報基礎教育プログラムを展開する。また、連携する他大学及び高等専門学校と協力しながら、多様なレベルの教材を開発し、その一部はオンデマンド教材として広範な利用を可能とし、地域全体の教育水準の向上を図る。

さらに、C³ユニット教育プログラムは、主に近隣の大学と連携し、他大学等の学生や教員が参加することで、教育効果を高めることを目指す。

＜地域や我が国の産業振興への貢献＞

人口減少が急速に進む中、地域経済の発展の鍵はその減少を補う生産性の確保であり、高度情報専門人材の地域への定着が必須である。そこで、企業・自治体との産官学共創を通じて、本学キャリアセンターとも協力しながら、極めて優秀な学生を対象として、海外国際会議への派遣に対する経済的支援の枠組みを構築する。

(2) 他大学との相違

近隣大学を含む多くの大学において、情報系の学部や学科が設置されているが、これらと比べた場合における本学部の最大の特徴は「システム情報学」に主軸を置いていることにある。すなわちシステム情報学は、情報科学、データサイエンスをはじめ、AI、制御工学、数学、物理学など、理系の諸分野を基礎としながらも、それらに横串を通して、社会問題や環境問題の解決など価値創造に応用する総合知をも包含する学問領域である。その一方で、「総合情報」などの名称を冠した学部や学科においてうたわれているいわゆる文理融合分野ではなく、あくまでも理系の学問分野であり、情報科学やデータサイエンスが基本であるが、要素技術の修得のみを目指すのではなく、俯瞰的な視点からこれらを組み上げ価値を生み出す力を修得させることに主眼がある。以上が、類似の学部・学科に対する本学部の最大の相違点である。

また、教育プログラムとして、専門科目を先に履修し、その後で教養科目について学ぶ反転教養教育を実施することは、他大学においては、ほとんど見られない本学部独自の取り組みである。最も学習意欲が高い学部入学直後に、自分が学びたい理系の専門科目を先に学修させ、その後、それらの専門科目の知識が社会や環境、人間生活においてどのような意味を持つのか、どのように活用されているのか、ということを経験科目以外の教養科目を履修させることにより、修得し

た専門知識の意味付けや重要性をしっかりと認識させることを目的としている。特に、入学当初は専門科目を履修することの意欲が高く、その時に求めている講義を履修できることは学修意欲の向上に非常に効果的である。また、ある程度の専門性を身に付けると教養の中で、どのようなものがなぜ必要なかがよく理解できるようになる。必要性を理解すると教育効果は極めて高くなる。

さらに、この反転教養教育により、専門科目の内容について前倒して学修できることから、意欲や能力が高い学生は3年次から卒業研究に取り組むことができ、3年次終了時点で卒業研究を終え、早期卒業することを可能としている。加えて、システム情報学研究科との一体運用であることを活用し、早期卒業した学生がシステム情報学研究科に進学後、3年間で博士課程前期課程と博士課程後期課程を修了できる仕組みを設け、最短の場合において、学部入学後6年間で博士学位を取得可能としていることも独自の取り組みである。

3 学部・学科の名称及び学位の名称

本学部は、世界の現状や問題についての知識や理解力を持ち、システム情報学の各専門領域の知識や技術を応用し、俯瞰的に組み合わせることで、社会の様々な問題の解決や新しい価値の共創に貢献できる人材を養成することを目的とすることから、学部・学科名称及び学位に付記する専攻分野の名称を以下のとおりとする。

●学部名称：システム情報学部

(英語名称：Faculty of System Informatics)

●学科名称：システム情報学科

(英語名称：Department of System Informatics)

◆学士（システム情報学）

(英語名称：Bachelor of System Informatics)

4 教育課程の編成の考え方及び特色

本学部では、世界の現状や問題についての知識や理解力を持ち、AI、データサイエンス、スーパーコンピュータ、システム科学などのシステム情報学の各専門領域の知識や技術を応用し、俯瞰的に組み合わせることで、社会の様々な問題の解決や新しい価値観の共創に貢献できる人材の養成を実現するため、前述の教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に則り、体系的な教育課程を編成する。

（1）科目区分の設定及び理由

前述の教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラムポリシー）を実現するため、「専門科目」として、基礎系科目、数理系科目、現象系科目、情報系科目、総合系科目及び専門教養系科目の科目区分を設定する。

また、本学の全ての学生が履修する共通の科目として本学大学教育推進機構が開設する「教養科目」に、基盤系、人文系、社会系、自然系、総合系、外国語系及び健康・スポーツ科学系の科目区分を設定する。

科目区分の設定とその概要は以下のとおりである。

科目区分等		概 要
専 門 科 目	基礎系科目	システム情報学の各専門領域に共通して必要となる <u>基礎的な知識と技術</u> を身に付けるための科目
	数理系科目	システム情報学の各専門領域の <u>高度な知識と技術</u> を身に付けるための科目
	現象系科目	
	情報系科目	
	総合系科目	システム情報学を用いた共創・協働による課題の設定や解決に向けた <u>総合知としての俯瞰力・創造力</u> を身に付けるための科目
専門教養系科目	システム情報学に関する分野や話題についての <u>幅広い知識と理解力</u> を身に付けるための科目	
教 養 科 目	基盤系	すべての授業科目の基礎となる知識や能力を修得し、高い倫理性と、知性、理性及び感性の調和した豊かな教養を身に付けるための科目
	人文系・社会系・自然系	伝統的な思考や方法を批判的に継承しつつ、自ら課題を設定し、創造的に解決できる能力を身に付けるための科目
	総合系	複眼的、批判的、創造的、包括的に思考し判断する能力を身に付けるための科目
	外国語系	多様な価値観を尊重し、異文化を深く理解する力と、優れたコミュニケーション能力を身に付けるための科目
	健康・スポーツ科学系	創造的な生活様式を獲得し、スポーツによる主体的な健康の維持と体力の増進のための知識や能力を身に付けるための科目

（2）各科目区分の科目構成

体系的な教育課程を適切に実施するため、本学部の専門科目における各科目区分の主な科目構成は以下のとおりである。

<基礎系科目>

数学, 物理学, データサイエンス及びアルゴリズムに関連する基礎的な内容を修得するための科目を開設する。

- 数学 …「線形代数」, 「基礎解析」, 「代数・幾何演習1」, 「解析演習1」, 「数理論理学」等
- 物理学 …「物理基礎」, 「物理数学」
- データサイエンス …「確率・統計・情報」, 「データ解析」
- アルゴリズム …「アルゴリズムとデータ構造」, 「計算論」

<数理系科目>

設計と計画及び計測と制御に関連する専門的な内容を修得するための科目を開設する。

- 設計と計画 …「システムモデル」, 「最適化理論1, 2」, 「設計工学」
- 計測と制御 …「制御工学1, 2」, 「知能ロボティクス」, 「計測工学」

<現象系科目>

信号処理及び物理計算に関連する専門的な内容を修得するための科目を開設する。

- 信号処理 …「信号処理1, 2」, 「画像工学」, 「光情報工学」
- 物理計算 …「数値解析1, 2, 3」, 「量子コンピューティング」等

<情報系科目>

計算機工学及び知能情報学に関連する専門的な内容を修得するための科目を開設する。

- 計算機工学 …「コンピュータシステム1, 2, 3」, 「情報セキュリティ」等
- 知能情報学 …「人工知能1, 2」, 「HCI(ヒューマンコンピュータインタラクション)」

<総合系科目>

学問体系, 情報倫理及び研究内容等を修得するための科目(総合)と, 数理系科目, 現象系科目及び情報系科目で修得した専門的な内容に関する科目(実験演習)を開設する。

- 総合 …「システム情報学入門」, 「システム情報学応用」
- 実験演習 …「演習1, 2, 3」, 「実験1, 2」

さらに, 価値創造に資する研究課題の設定に取り組む「C³(Co-Creation and Collaboration)」, 研究課題を技術的に解決する研究テーマに取り組む「卒業研究」を開設する。

<専門教養系科目>

数学, 自然科学及び情報学などの主要なトピックについて, 英語によるリーディング・ライティング・プレゼンテーション活動を通じて基礎的教養を身に付け, 基盤となるアカデミックな英語能力や, 上記専門科目で修得した専門知識が, 社会や環境, 人間生活においてどのような意味を持ち, どのように活用されるのかを修得し, 専門知識の意味付けや重要性をしっかりと認識するための科目を開設する。

- 「数理情報英語A, B, C, D」, 「基礎教養A, B, C, D」, 「総合教養A, B, C, D」等

(3) 設置の趣旨等を実現するための科目の対応関係

本学部では、現在の情報社会において、様々な社会課題に直面する中、課題解決の鍵を握るAI、データサイエンス、スーパーコンピュータ、システム科学などのシステム情報学（System Informatics）に関する専門的な知識・研究を究めるとともに、それらを俯瞰的に組み合わせ、社会の様々な問題解決や新しい価値の創造に貢献できる人材を養成するため、体系的な教育を提供し、本学部の設置の趣旨や特色を実現するため、以下の特徴ある教育を提供する。

- ディプロマ・ポリシーにおける「システム情報学の各専門領域に共通して必要となる基礎的な知識と技術」を修得させるために基礎系科目を設定する。
- 基礎系科目によって育まれた学力を基に、ディプロマ・ポリシーにおける「システム情報学の各専門領域に高度な知識と技術」を身に付けるために数理系科目、現象系科目及び情報系科目を設定する。
- また、実質的な教養の修得には事前の十分な問題意識の育成が必要との考えの下、ディプロマ・ポリシーにおける「システム情報学に関する分野や話題についての幅広い知識と理解力」を身に付けるために専門教養系科目を設定する。
- さらに、ディプロマ・ポリシーにおける「システム情報学を用いた共創・協働による課題の設定や解決に向けた総合知としての俯瞰力・創造力」を身に付けるために総合系科目を設定する。

(4) 必修・選択科目の構成とその理由

<専門科目>

基礎系科目のうち、数学においては、1年次前期に開設する「線形代数」及び「基礎解析」を必修科目に設定する。物理学、データサイエンスにおいては、1年次前・後期に開講する科目を、アルゴリズムについては1年次前期に開設する「アルゴリズムとデータ構造」を必修科目として設定する。

数理系科目、現象系科目及び情報系科目は、システム情報学の各専門領域の導入的位置付けとなる、数理系3科目（「システムモデル」、「最適化理論1」及び「制御工学1」）、現象系3科目（「信号処理1」及び「数値解析1,2」）、情報系6科目（「コンピュータシステム1,2,3」、「情報通信工学」及び「人工知能1,2」）を、2年次前期までに開設し、必修科目として設定する。

総合系科目は、システム情報学を用いた共創・協働による課題の設定や解決に向けた総合知としての俯瞰力・創造力を身に付けることをねらうものであり、本学部の教育課程における特色であることから、全科目（9科目、26単位）を必修科目として設定する。

専門教養系科目は、「数理情報英語A,B,C,D」（各1単位）から2単位以上及び「情報科教育論A,B」（各2単位）、「基礎教養A,B,C,D」（各1単位）及び「総合教養A,B,C,D」（各1単位）から6単位以上修得させる選択科目として設定する。

<教養科目>

基盤系の全科目（「教養とは何か」、「なぜ外国語を学ぶのか」、「情報基礎」及び「データサイエンス基礎学」）を必修科目として設定し、人文系、社会系、自然系及び総合系、外国語系科目

の全科目については、すべて選択科目として設定する。

その他、健康・スポーツ科学系科目及び資格免許（教職関連）のための科目など、卒業要件に入らない科目は自由科目として設定する。

（５）設定単位数の考え方

各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲でシステム情報学部規則に以下のように定めている。

- ・講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- ・演習、実験及び実習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- ・卒業研究については、卒業論文等をもって10単位とする。

（６）履修順序（配当年次）の考え方

『総合知』に関する学問領域であるシステム情報学にとって、特に重要な意味を持つ教養教育を効果的に実施するため、入学直後から主に専門教育を実施し、その後、教養教育を行う反転教養教育と、それに最適化した情報基礎教育プログラムを実施する。

基礎系科目は内容を吟味し、専門教育に最低限必要となる授業科目は1年次前期に配当する。システム情報学における各分野における専門性を高めるための数理系科目、現象系科目及び情報系科目は、主に1年次後期から3年次前期までの間に配当する。優秀な学生は3年次に配当される授業科目を2年次で履修可能とする。

専門教養系科目は専門と関係の深い話題を中心に主に3年次に配当するが、1年次及び2年次での履修も可能とする。加えて、全学共通授業科目の教養科目も履修可能とする。

総合系科目の「C³」はシステム情報学研究科（本学部を基礎とする大学院）におけるC³ユニット科目と連携し、主に3年次後期に履修するが、優秀な学生は早期の履修も可能とする。

上記に示すように、数理系科目、現象系科目、情報系科目及び専門教養系科目を前倒して履修できることから、単位数及び成績が一定水準を超えた学生は3年次から研究室配属することとし、特に優れた学生は3年次修了時で卒業できるようにする。これにより、優秀な学生は、学部入学から最短6年での博士学位の取得が可能となる。

また、優秀な学生は半年又は1年間の留学を経ても4年次での卒業が可能なカリキュラムとなっている。

（７）教育課程の特色（教養教育の実施方針、教育課程編成上の具体的工夫）

本学部の教育課程は、以下の三つの点に特色がある。

反転教養教育と情報基礎教育プログラム：

入学直後から先に専門教育を実施し、その後、教養教育を適期実施する反転教養教育と、これを可能にする情報系に特化した新たな基礎教育プログラム（カリキュラム区分におけ

る基礎系)を編成した。

理数系に特化した外国語教育：

数学，自然科学，情報学及び工学に関連する内容を英語で学んだり発表したりできる能力を育成するために専門教養系科目として，それぞれ「数理情報英語A」，「数理情報英語B」，「数理情報英語C」及び「数理情報英語D」を設定した。

異分野共創³ (Co-Creation and Collaboration) ユニット教育プログラム：

複数の教育研究分野を連携させた教育ユニットを社会環境・ニーズに応じて機動的かつ柔軟に構成し，専門性の異なる教員や協力者の下，大学院生や学部生が議論する過程を経て自ら課題を発見する能力を育成する演習科目「C³」を設定した。

5 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 授業方法の設定

授業の方法は、教育の内容に応じて、「講義」及び講義の内容を理解し、実践力を修得させるための「演習」、「実験演習」のいずれかにより又は併用により行う。

講義科目については、当該授業担当教員のみで行うが、実験演習科目は、当該授業担当教員の他に必要に応じてティーチング・アシスタントを配置し、きめ細かい指導を行う。

なお、これらの科目は、授業形態に応じて、アクティブラーニング、体験型学習などを適宜組み合わせて行う。

学修成果の評価は、次の方法で行う。

- ・ 講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。
- ・ 実験演習科目については、筆記試験、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。

(2) 授業方法に適した学生数・配当年次の設定

講義科目の受講学生数は、講義室の収容人数を考慮して150人に設定する。

総合系の実験演習科目では、教室等を考慮し、5～10人程度の少人数のグループに分けて実験演習を行わせることで、専門分野の実践力だけでなく、チームワーク力やコミュニケーション能力を養成する。

配当年次の設定については、前述のとおり、入学直後の1年次から主に専門教育を行い、その後、教養教育を実施する。

基礎的な知識・技術を身に付けるための基礎系科目は、1年次から3年次前期（主に1年次）に相当する。

高度な知識・技術を身に付けるための数理系科目、現象系科目、情報系科目は、1年次から3年次（専門領域の導入的位置付けとなる科目については、2年次前期まで）に相当する。

総合知に必要となる俯瞰力・創造力を身に付けるための総合系科目（すべて必修）は、1年次から4年次に相当する。特に、本学部の教育課程の特色の一つである異分野共創^{C3}ユニット教育プログラムの「C³」については、多くの学生が専門科目の大半を履修したタイミングであり、また「C³」を通じて設定した課題に関連する卒業研究（4年次通年）に取り組むことが、より学修効果が高く効率的であることから、3年次後期に相当する。

幅広い知識と理解力を身に付けるための専門教養系科目は、システム情報学にとって特に重要な、実質的な教養の修得には、事前の十分な問題意識の醸成が必要であることから、主に3年次（数理情報に関連する内容を英語で学んだり発表したりできる能力を育成するために外国語は1年次に相当）に相当する。

(3) 履修指導の方法

<教務担当教員による指導>

入学時ガイダンス並びに2年次、3年次の初頭において教務担当教員より、履修上の注意等

の指導を行う。

各学期の初頭にも、単位取得状況の確認、履修指導、メンタルヘルスチェックを行うなど、きめ細かいフォローを行う。

<留学生の指導>

留学生委員が、日本における生活上の相談など、留学生固有の問題について、きめ細かいフォローを行う。

(4) 進級要件と進級判定方法

3年次の研究室への配属及び4年次への進級要件は、以下のとおりである。

<3年次研究室配属要件>

- ・2年次終了時に卒業要件に参入可能な単位数を94単位以上修得していること。
- ・専門教養系を除く専門科目の「優」又は「秀」である単位数が72単位以上であること。

<4年次進級要件>

- ・教養科目と専門科目の専門教養系科目を12単位以上修得していること。
- ・卒業研究を除く専門科目の修得単位数が86単位以上であること。

(5) 卒業要件

本学部の卒業に必要な単位数は124単位とし、以下のとおり修得するものとする。

科目区分			単位数		必要単位数
			必修	選択	
専門科目	基礎系	数学	4	20	・必修科目 64単位 ・基盤系、数理系、現象系、情報系の 選択科目から 40単位以上 (※基礎系の選択科目14単位以上を含むこと。)
		物理学	4	-	
		データサイエンス	4	-	
		アルゴリズム	2	2	
	数理系	設計と計画	4	4	
		計測と制御	2	6	
	現象系	信号処理	2	6	
		物理計算	4	6	
	情報系	計算機工学	8	12	
		知能情報学	4	2	
	総合系	総合	4	-	
		C ³	2	-	
		実験演習	10	-	
卒業研究		10	-		
専門教養系		-	16		
教養科目	人文系	-	/	・必須科目 4単位 ・選択科目又は専門科目の専門教養系科目から 16単位以上 (※専門教養系科目のうち、「数理情報英語A, B, C, D」 から2単位以上かつ「数理情報英語A, B, C, D」以外か ら6単位以上を含むこと。)	
	社会系	-			
	自然系	-			
	総合系	-			
	基盤系	4			
	外国語系	-			
卒業要件単位					124単位

なお、中学校教諭一種免許状（数学）、高等学校教諭一種免許状（数学）及び高等学校教諭一種免許状（情報）を取得する場合は、卒業要件とは別に、資格取得（教職関連）のための科目を

別途履修し，修得する必要がある。

(6) 履修科目の年間登録上限（CAP制）の設定

履修科目の登録の上限については，神戸大学教学規則第29条第1項において，「学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として学生が修得すべき単位数について，学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。」と規定しており，システム情報学部規則第6条第1項において，「教学規則第29条第1項の規定に基づく履修科目の登録の上限は，54単位とする。」と規定している。

(7) 履修モデル

本学部システム情報学科のカリキュラムマップを示すとともに，履修モデルを示す。

《資料5：システム情報学システム情報学科のカリキュラムマップ》

《資料6：履修モデル①（標準）》

《資料7：履修モデル②（早期[3年]卒業）》

《資料8：履修モデル③（高等学校一種免許状[情報]取得）》

6 編入学定員を設定する場合の具体的計画

(1) 編入学定員を設定する目的及び必要性

本学部は、システムの解析・総合、情報の創出・処理・利用、計算の高度化及び応用等、システム情報学に関する専門性及び学際性を重視した教育研究を行うことを目的とし、世界の現状や問題についての知識や理解力を持ち、システム情報学の各専門領域の知識や応用し、俯瞰的に組み合わせることで、社会の様々な問題の解決や新しい価値の共創を主導できる人材の養成を目的としている。

本学の入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）が定める本学が求める学生像とともに、これまで培われてきた高等専門学校での学修の成果を発揮し、大学における学修・研究に取り組む意欲のある学生へのシステム情報学を学ぶ機会の提供と学生の多様性を増やすために編入学（第3年次）定員を設定する。

(2) 編入学定員設定の考え方

本学部システム情報学科における編入学（第3年次）定員は3人とする。

募集対象は、高等専門学校を卒業した者又は編入学試験実施年度の3月までに卒業見込みの者とし、第3年次募集要項等において明示する。

本学部の母体は情報知能工学科であるが、直近3年（令和4年度～令和6年度入試）の高等専門学校から情報知能工学科への平均志願者数は16.7人であり、十分な受験者数が見込める。また、合格者のうち高等専門学校出身者は平均3.3人であり、本学部システム情報学科における編入学（第3年次）定員3人とほぼ同じである。

(3) 既修得単位の認定方法

シラバスの内容の同一性、レベルの同等性、授業時間数に基づき、本学部教育推進委員会で単位認定案を作成し、本学部教授会の議を経て単位を認定する。

《資料9：既修得単位の読替表（高等専門学校からの編入学）》

(4) 履修指導方法及び教育上の配慮等

1・2年次開講の単位未認定の専門科目は、履修の流れを考慮して、3・4年次に履修するよう編入学者ガイダンスにおいて履修指導する。

現象系科目の「数値解析1」、「数値解析2」及び「数値解析3」が相当する。

《資料10：履修モデル④（高等専門学校からの編入学）》

本学部では、「総合知」に関する学問領域であるシステム情報学に対する教育効果を高めるため、1年次から主に専門教育を実施し、後に教養教育を行う反転教養教育と、それに最適化した情報基礎教育プログラムを実施する。

高等専門学校は、実践的・創造的技術者を養成することを目的とした高等教育機関であり、特に大学の学部1・2年生に相当する高等専門学校4・5年生に対しては、一般科目と専門科目をバランスよく配置した教育課程が組まれている。このため、反転教養教育を実施する本学部における3・4年次配当科目を学ぶ準備が概ね整っているといえる。

7 教育実習の具体的計画

(1) 教育実習の目的

本学は、開放的で国際性に富む固有の文化の下、「真摯・自由・協同」の精神を發揮し、人類社会に貢献するため、普遍的価値を有する「知」を創造するとともに、人間性豊かな指導の人材を育成することを目指す。

このような本学の基本的使命を踏まえ、本学は、教職課程の教育を通じて、国民から負託された教員養成を、次のような基本的目的を掲げて遂行する。

1. 社会の高度の変化に対応しうる次世代を育成する教科・領域の指導力の形成

変化が激しく不確実性の高い時代状況に対応し、自由な発想力で新たな価値を創造していくことができるような次世代を育成する各教科・領域の指導力を形成する。

2. 子ども・社会の多様性に包括的に対応できる教育力の形成

子どもの多様性、及びその背景となる社会の多様なニーズを個別的に深く理解し対応するとともに、それらに包括的に対応して学びと成長の場をつくりだしていく教育力を形成する。

3. 職能者としての自己マネジメント能力の形成

自らの教育実践とその省察を通じて自律的・主体的に学び続け成長していくとともに、組織の一員として協働し諸課題の発見と解決に取り組んでいく職能者としての自己マネジメント能力を形成する。

これらの目標を達成するために必要な素養を持つ教員を養成するため教育実習を行う。

(2) 実習先の確保の状況

教育実習については、本学附属中等教育学校及び神戸市教育委員会所管の中学校：83校（うち分校3校）、義務教育学校（後期課程）：2校及び高等学校：8校において、教育実習受け入れの承諾を得ている。

《資料11：教育実習生の受入れに関する承諾書（神戸市教育委員会）》

介護等体験については、特別支援学校は本学附属特別支援学校で2日間、社会福祉施設は兵庫県社会福祉協議会との連携の下、関係の社会福祉施設において5日間実施する。

(3) 実習水準の確保の方策

本学大学教育推進機構全学教務委員会の専門委員会として設置する教職課程専門委員会（構成は、教職課程を置く学部から選出される委員及び本学大学教育機構長が必要と認めた者[5学部7人]）による教育職員免許法その他関係法令に基づく教職課程の実施及び自己点検・評価や本学部の教職課程専門委員会委員と実習校の指導教員とが連携し、指導・監督に当たることで、教育実習の水準を確保する。

(4) 実習前の準備状況（感染予防策・保険等の加入状況）

教育実習及び介護等体験を希望する者には、「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」に加入した上で、「学研災付帯賠償責任保険」Bコース（インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険）

に加入することを義務付けている。

(5) 事前・事後における指導計画

【事前指導】

ア) 時期及び時間数

4月～5月 講義及び学校参観 (26時間)

イ) 内容・方法

教育実習に臨むに当たって、準備段階として予備的、基礎的知識や、実習の目的・課題を明確にさせるために、教職課程専門委員会の下で、兵庫県教育委員会、神戸市教育委員会及び本学附属学校の協力の下実施する。

講義：教育実習の心構え、指導案作成及び教材研究、学校教育の現状と課題等について講義を行う。

学校参観：神戸大学附属中等教育学校、兵庫県立の高等学校

神戸大学附属特別支援学校、神戸市立特別支援学校・盲学校

【事後指導】

ア) 時期及び時間数

7月 (5月～7月教育実習終了者対象) 講義 (4時間)

12月 (8月～11月教育実習終了者対象) 講義 (4時間)

イ) 内容・方法

教育実習で体験・理解したことを踏まえ、教育への視点と課題意識を更に明確にするために、教育実習の検証・教職適性と学習・研究課題等について、教職課程専門委員会の責任において行う。実施に際して、兵庫県教育委員会及び本学附属中等教育学校の協力を得る。

講義：教育実習の振り返り、教師にとって大切なことは何か、社会や教育の変化等について講義を行う。

発表・討論：実習生相互の教育的体験交流を中心に研究発表・討論を行い、レポートを作成し指導助言を行う。

(6) 成績評価体制及び単位認定方法

成績評価については、実習校が本学所定の成績評価表に記載する。

成績評価表を基に、本学部教職課程専門委員会委員による評点評価を行う。成績は、「秀」、「優」、「良」、「可」及び「不可」の5段階で評価する。

8 取得可能な資格

本学部で取得可能な資格は、以下のとおりである。

取得可能な資格	資格種類	資格取得の要件
中学校教諭一種免許状（数学）	国家資格	所定の科目を履修することにより、資格取得が可能
高等学校教諭一種免許状（数学）		
高等学校教諭一種免許状（情報）		

9 入学者選抜の概要

(1) システム情報学部が求める学生

本学部が基本理念として掲げる人材の養成を実現するため、前述の入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を選抜する。

(2) 選抜方法

本学部の入学者選抜は、「一般選抜」、「志」特別選抜（総合型選抜）、「学校推薦型選抜（女子枠）」及び「私費外国人（留）学生特別選抜」の4つの選抜方法並びに「第3年次編入学試験」により実施する。いずれの選抜方法においても、大学入学共通テストやレポート・総合問題等を通して「高等学校の教育内容全般の基礎知識と理科系科目に関する優れた思考力や判断力」を測るほか、それぞれの選抜方法の特色を利用して、多様な学生を確保する。

【一般選抜】

大学入学共通テスト及び分離分割方式による個別学力検査（前期日程）及び個別学力検査（後期日程）を実施し、「理科系科目の理解や応用に関する特に秀でた思考力と判断力」を測る。

大学入学共通テストの教科・科目は、6教科8科目、個別学力検査の教科・科目は、前期日程が、3教科4科目、後期日程が、1教科1科目である。

教科・科目等の詳細は、以下のとおりである。

<大学入学共通テスト及び個別学力検査における教科・科目等>

募集人員	大学入学共通テスト			個別学力検査		
	教科名	科目名等	配点	教科	科目名	配点
前期日程 110人	国語	「国語」	50	数学	数学（理科系）	250
	地理歴史、 公民	「地理総合、地理探究」、「歴史総合、日本史探究」、 「歴史総合、世界史探究」、「公共、倫理」、 「公共、政治・経済」から1	50	理科	物理と化学	250
	数学	「数学Ⅰ、数学A」と「数学Ⅱ、数学B、数学C」	50	外国語	英語	200
	理科	「物理」と「化学」	50			
	外国語	「英語」、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、 「韓国語」から1	50			
	情報	「情報Ⅰ」	50			
		[6教科8科目]				
後期日程 20人	国語	「国語」	50	数学	数学（理科系）	400
	地理歴史、 公民	「地理総合、地理探究」、「歴史総合、日本史探究」、 「歴史総合、世界史探究」、「公共、倫理」、 「公共、政治・経済」から1	50			
	数学	「数学Ⅰ、数学A」と「数学Ⅱ、数学B、数学C」	50			
	理科	「物理」と「化学」	250			
	外国語	「英語」	150			
	情報	「情報Ⅰ」	50			
		[6教科8科目]				

【「志」特別選抜（総合型選抜）[募集人員：5人]】

本学は、大学の教育理念である「真摯・自由・協同」の精神に基づき、個性輝く人間性豊かな指導的人材を育成することを目標としており、「志」特別選抜は、そのような目標の下、新しい知を創造し、人類社会の発展に貢献しようとする高い志を持つ学生を見出すことを目指している。書類審査や面接を通して、特に「理科系分野に対する高い関心と意欲を活かした特筆す

べき活動」を評価する。第1次選抜では、書類審査、レポート（理系）、総合問題（理系）を課し、最終選抜では総合問題（システム情報学）と面接・口頭試問による選抜を行う。

それぞれの配点については、以下のとおりです。

選抜段階	内容	配点
第1次選抜	書類審査	100
	模擬講義・レポート（理系）	150
	総合問題（理系）	350
	合否判定	600
最終選抜	総合問題（システム情報学）	600
	面接・口頭試問	600
	第1次選抜の結果	600
	合否判定	1,800

【学校推薦型選抜（女子枠）〔募集人員：15人〕】

「多様性をもたらす豊かな価値観・世界観や社会問題・環境問題等への強い関心」を評価する。ここでは特に、システム情報学の教育・研究、更には関連産業界においてマイノリティとなっている女子に着目し、マジョリティである男子中心の価値観を有する集団の中で、意思疎通を図りながら新たな価値観の共創を実現できることを期待して、募集を女子に限定した選抜を行う。第1次選抜として書類審査、第2次選抜として面接、最終選抜として大学入学共通テストを通した、三段階の選抜を行う。

<大学入学共通テストにおける教科・科目等>

教科名	科目名等	配点
国語	「国語」	50
外国語	「英語」	50
数学	「数学Ⅰ，数学A」と「数学Ⅱ，数学B，数学C」	80
地理歴史，公民	「地理総合，地理探究」，「歴史総合，日本史探究」，「歴史総合，世界史探究」，「公共，倫理」，「公共，政治・経済」から1	20
理科	「物理」と「化学」	80
情報	「情報Ⅰ」	20
合 計		300

第1次選抜、第2次選抜及び最終選抜それぞれの配点については、以下のとおりである。

選抜段階	内容	配点
第1次選抜	書類審査	100
	合否判定	100
第2次選抜	面接	100
	第1次選抜の結果	100
	合否判定	200
最終選抜	大学入学共通テスト	300
	第2次選抜の結果	200
	合否判定	500

【私費外国人（留）学生特別選抜（募集人員：若干名）】

入学後の学修に支障が生じないように、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験の日本語」の成績が220点以上で、かつ、「日本留学試験の理科（物理・化学・生物から2科目選択）及び数学（コース2を選択）」の合計成績が240点以上を出願要件とする。

選抜方法は、大学入学共通テストを免除し、個別学力検査の前期日程の試験、面接試験、出身学校長が作成した調査書又は学業成績証明書を総合して行う。

【第3年次編入学試験（募集人員：3人）】

選抜方法は、編入学後の科目履修に支障がない学力を担保するため筆記試験（数学・物理・小論文・英語（TOEIC Listening & Reading公開Testの成績））を科す。

また、多様性をもたらす豊かな価値観・世界観や社会問題・環境問題等への強い関心を確認するため口頭試問を科す。

筆記試験の配点については、以下のとおりである。

区分	試験科目	配点
筆記試験	数学	120
	物理	120
	英語 (TOEIC Listening & Reading公開テストの成績)	100
	小論文	60

それぞれの選抜方法における入試方法、アドミッション・ポリシーとの対応は以下のとおりである。

入学者選抜方法	入試方法	アドミッション・ポリシーとの対応
一般選抜	共通テスト	高等学校の教育内容全般の基礎知識と理科系科目に関する優れた思考力や判断力
	個別学力検査	理科系科目の理解や応用に関する特に秀でた思考力と判断力
「志」特別選抜 (総合型選抜)	レポート・総合問題	高等学校の教育内容全般の基礎知識と理科系科目に関する優れた思考力や判断力
	書類審査・面接	理科系分野に対する高い関心と意欲を活かした特筆すべき活動
学校推薦型選抜 (女子枠)	共通テスト	高等学校の教育内容全般の基礎知識と理科系科目に関する優れた思考力や判断力
	書類審査・面接	多様性をもたらす豊かな価値観・世界観や社会問題・環境問題等への強い関心
第3年次編入学 試験	筆記試験	高等学校の教育内容全般の基礎知識と理科系科目に関する優れた思考力や判断力
	口頭試問	多様性をもたらす豊かな価値観・世界観や社会問題・環境問題等への強い関心

10 教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色

(1) 教員配置の考え方

本学の教員は、教育、研究その他業務の分野に応じた教員の組織である「学域」に所属する。

本学部に配置する教員は、「システム情報学域」に所属する教員であり、システム情報学研究科の専任教員であるとともに、システム情報学科の基幹教員として、教育課程の編成その他学部の運営に責任を担い、教育課程における主要授業科目等を担当する。

教員は、「数学」、「物理学」、「データサイエンス」及び「アルゴリズム」に関連する専門科目（基礎系）、「設計と計画」及び「計測と制御」に関連する専門科目（数理系）、「信号処理」及び「物理計算」に関連する専門科目（現象系）並びに「計算機工学」及び「知能情報学」に関連する専門科目（情報系）を中心に授業科目を担当する。

また、「外国語」及び「教養」に関連する専門科目（専門教養系）については、原則としてシステム情報学科の基幹教員が担当するが、一部の科目については、本学教養教育院及び国際コミュニケーションセンター等と協力し、理数系に特化した外国語教育やその他の教養科目を担当する。

さらに、「総合」、「C³」、「実験演習」等に関連する専門科目（総合系）については、基本的には本学科の基幹教員が担当するが、1年次前期に開講予定の「システム情報学入門」の一部を、IT関連企業の技術者等に、実務家としての立場でゲストスピーカーとして担当させる。

本学部は、学部・大学院の一体的な教育研究実施体制（システム情報学カレッジ(College of System Informatics, CSI)）構想の下、システム情報学研究科で既に実施している「異分野共創C³(Co-Creation & Collaboration)ユニット教育プログラム」を、本学部にシームレスに展開することで、『総合知』教育を推進するとともに、柔軟なカリキュラムを構成し、教養教育の実質化を図り、理工系の専門知を社会問題や環境問題の解決に役立てる知識と能力を実践的に養成できる教育研究実施体制を構築する。

〈資料12：システム情報学部・システム情報学科の教育研究実施体制〉

(2) 教育課程上主要と認める授業科目における教員の配置

本学部は、「必修科目」を教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）として位置付け、各教員の教育研究分野等に基づき、主要授業科目は、専門科目（基礎系、専門教養系）及び教養科目（基盤系）の一部を除き、基幹教員（教授又は准教授）を配置する。

また、専門科目の「選択科目」についても、専門教養系科目を除き、原則として、基幹教員（教授又は准教授）を配置する。

なお、基幹教員の教育研究分野は、下記に示すとおりであり、基幹教員が全て博士（工学）、博士（理学）など、博士の学位を取得している。

〈基幹教員の教育研究分野〉

システム計画，システム計測，システム制御，システム数理，システム構造， 情報セキュリティ運用論，システム知能，数理情報，ソフトウェア，情報通信， 知的データ処理，メディア情報，創発計算，計算基盤，計算流体，シミュレーション技法， 計算分子工学，計算生物学，計算宇宙科学，共創システム情報学，情報システム， アーキテクチャ
--

<基幹教員の学位（博士）取得状況>

専攻分野 の名称	工学	理学	数理 科学	情報 科学	情報 学	学術	Ph. D	Dr. rer. nat	計
教員数	25人	4人	1人	1人	1人	3人	1人	1人	37人

(3) 教員の年齢構成

本学部の基幹教員37人（設置年度（令和7年度）は40人）の内訳は、教授が21人、准教授が16人である。この年齢構成は、完成年度（令和10年度）の3月31日時点で、40歳～49歳が12人、50歳～59歳が10人、60歳～65歳が15人となっており、職位、年齢構成のバランスの観点から、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障のない構成となっている。

本学の教員の定年については、「国立大学法人神戸大学職員就業規則」第66条において、満65歳と規定しており、基幹教員のうち3人が、学年進行中に定年退職を迎えることになるが、教育研究の継続性の観点から、引き続き、基幹教員以外の教員（非常勤講師）として雇用し、授業を担当させることから、完成年度までの教育研究の遂行に支障を生じさせない。

なお、今後、退職者等が出た場合は、後任となる教員を速やかに補充するが、その際には、若手教員等の積極的な採用により、適切な年齢構成による教育研究体制を維持する。

《資料13：国立大学法人神戸大学職員就業規則》

(4) 教員及び事務職員相互の組織的な連携体制

本学には、庶務、会計、施設、学生の支援等に関する事務を処理するため、事務局を置き、事務局に総務部、企画部、研究推進部、財務部、学務部、施設部及び情報推進課を置いている。

また、各学部等にもそれぞれ事務部を置いている。

本学部の事務については、工学研究科事務部（総務課、会計課及び学務課）において本学部の運営及び人事、庶務、福利厚生、財務、施設並びに学生の教務や厚生補導などの学生支援等を行う組織を編制しており、教員及び事務職員の相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。また、工学研究科技術室には、技術職員等を配置し、教育研究組織の業務支援を行うとともに、情報技術関連・安全衛生関連（安全講習会等）の業務支援を行い、学部・研究科を支える3本柱の1つとして業務を遂行している。

前述の学務部に置かれる学務課及び学生生活課が運営する学生センターでは、経済上、健康上など安定した中での学問研究や課外活動などの学生生活が送れるよう、全学の学生に共通する生活条件の改善や環境整備、課外活動、学生寮の運営、更には奨学金、授業料の免除等の修学援助業務を一元的に取り扱うとともに、学生生活における様々な学生相談に応じるなど、学生生活全般にわたる指導助言及び支援を行うほか、内容によっては更に適切な相談窓口を紹介している。

本学のキャリア・就職支援業務を行うキャリアセンターでは、CDA（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）資格を有する専門的知識が豊富な「キャリアアドバイザー」を配置し、進路や就職に関する個別相談を行っており、学生や職員の心身に関する専門的業務を行う「保健管理センター」（イン

ループキャンパス&ヘルスセンター)では、諸種の健康診断や再検査・精密検査、日常の救急処置、健康相談(「からだの健康相談」,「こころの健康相談」),保健指導及び健康教育などを行っている。

1.1 研究の実施についての考え方、体制、取組

(1) 研究の実施についての考え方、実施体制

本学は、令和3年4月に神戸大学ビジョン『「知と人を創る異分野共創研究教育グローバル拠点」を目指して』を策定し、研究においては、独自性を重視し、知的活動や創造力によって真理を探究する基礎科学研究、あるいは、地域社会と共創した応用科学研究を遂行する。国際性と先進性のある神戸という地域に根差し、世界を見据えた本学に対する社会の期待に応えるべく、産業界、自治体等と共創し世界を牽引する開かれた卓越研究拠点を構築して、先端研究で優れた知とイノベーションを創出し、それらを社会に還元することによりSDGsが掲げる地球的諸課題の解決を目指す。さらに、多元化・複雑化・流動化するポストコロナ時代の社会構造や学術動向にも対応し得る適応力としなやかで強靱な継続的成長を促す持続力の強化により、研究力を高めレジリエンスのあるイノベーションエコシステムを構築することを目標として掲げている。

これらの目標を達成するため、本学戦略企画室（研究戦略企画部門）による研究の基本的戦略の立案の下、大学全体の学術研究を推進する学術研究推進機構の下に置く学術研究推進室、SDGs推進室、先端的異分野共創研究推進室等により、研究及び研究者支援を実施している。

<学術研究推進室>

本学戦略企画室が策定する神戸大学における学術研究の基本戦略に基づき、具体的戦略の策定、研究活動の支援及び研究資金の獲得等に関する業務を行うことを目的としている。

<SDGs推進室>

新学術領域の開拓、文理融合等における成果を活かしたSDGsの達成を目指す取組みを推進し、地域や産業界とSDGsの理念を共有しながら連携し、その取組みを発信している。

<先端的異分野共創研究推進室>

先進的かつ世界最高水準の異分野共創型研究を推進するため、本学のフラッグシップ研究となり得る異分野共創研究を、先端的異分野共創研究プロジェクト（先端的プロジェクト）として重点支援を行っている。

<異分野共創研究企画・創出委員会>

学内の各研究者の研究シーズ等研究内容を基に異分野共創研究のマッチングを行い、本学のフラッグシップ研究の候補となり得る異分野共創研究ユニット（研究ユニット）の創出及び育成に取り組んでいる。

(2) 研究活動をサポートする技術職員やURAの配置状況

本学では、研究活動をサポートする技術職員を213人、URAを8人配置している。

URAの最も基本的な役割は、部局の協力を得ながら、以下の3点を推進することである。

- ・研究大学強化促進事業の中間評価に向けた指標改善
- ・中長期的に効力を発揮する研究力強化の仕組み作り
- ・神戸大学全体の研究戦略の策定支援・実行

1 2 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本学部の教育・研究を支える校地は、本学六甲台地区の六甲台第2キャンパスである。六甲台第2キャンパスには、本学部を含む5つの学部が設置され本学における中心的なキャンパスであり、附属図書館、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター（保健管理センター）、食堂等の福利厚生施設が充実している。

本学六甲台地区では、3つのグラウンド（25,433 m²、17,636 m²、27,535 m²）、2つの体育館（2,477 m²、1,160 m²）、テニスコート、馬場、ハンドボールコート等が整備されており、学生会館やラーニングcommons（大学全体で16箇所）など学生が休息、交流するスペースも設けられている。

(2) 校舎等施設の整備計画

本学部の施設・設備としては、システム情報学研究科棟の教員研究室、実験室等に加え、工学部・工学研究科の教員研究室、講義室、演習室、実験室及び自然科学研究棟3号館、4号館の研究室並びに各建物のコモンスペースを専用使用あるいは共同使用する。

講義形式の授業科目については、引き続き、工学部本館教室棟の講義室を共同使用する。

演習系科目としては、卒業研究、実験演習科目、C³科目等が相当するが、卒業研究は、各教育研究分野における研究室に配属され実施するものであり、研究室ごとに学生が自由に利用可能なスペース（学生居室）を確保するとともに、学生が個々に占有利用できる学習場所（机、椅子など）を用意するなど、プライバシーに十分に配慮した学習環境を整備している。

C³科目については、複数の教育研究分野にまたがる異分野共創型の教育の実施が主となる。そのため、上記の学生居室とは別に、共用演習室及び研究室が存在する各フロアに設けているコモンスペースや全学共用のラーニングcommons、各研究室のセミナールームなど、グループワークに適した部屋を共創の場として確保し、対応する。

また、各研究室において既に導入されている各種関連機器・設備に加え、システム情報学研究科の部局内センターである計算科学教育研究センターに設置されている「 π -computer」等の機器・設備の利用を想定している。

なお、これらを学生居室等から利用可能なネットワーク環境と端末機器が整備済みである。

さらに、現在、システム情報学部・システム情報学研究科に「情報価値創造教育棟（仮称）」（4階建て、建築面積640.43 m²、延べ床面積2,363.32 m²）の建設を計画しており、竣工されれば、収容数224名の大講義室が2室、教員研究室4室、共同研究室2室、セミナー室等が、令和8年1月（予定）から供用可能となる。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学は、総合・国際文化学図書館、社会科学系図書館、自然科学系図書館、人文科学図書館、人間科学図書館、経済経営研究所図書館、医学分館、保健科学図書室及び海事科学分館を有しており、概ね平日9時から17時まで利用可能となっている。蔵書している図書は全館合計3,768,728冊で、本学部がある六甲台第2キャンパスの自然科学系図書館（蔵書数433,224冊）は、令和5年4

月3日にリニューアルオープンし、資料の収容力強化及びラーニングコモンズをはじめとしたアクティブラーニングスペースの増築を行った。

また、電子ジャーナル、電子ブックを常時提供しているほか、オンラインデータベースを整備し、本学の構成員であれば学内ネットワークに接続されたパソコンなどから利用することができる。さらに、自宅などの学外からも利用できるサービスも提供している。

1 3 管理運営

本学部の管理運営については、原則として毎月1回開催されるシステム情報学部教授会において審議を行う。教授会の組織は、本学部に配置された専任の教授、准教授、講師、助教及び助手を構成員とし、審議事項は以下のとおりである。

- ・学生の入学及び卒業に関する事項
- ・学位の授与に関する事項
- ・学生の懲戒に関する事項
- ・学部長の候補者の選考に関する事項
- ・教育課程の編成に関する事項
- ・規則等の制定又は改廃に関する事項
- ・学生の退学、休学、除籍その他学生の身分に関する事項
- ・授業及び試験に関する事項
- ・学生の厚生補導に関する事項
- ・年次計画に関する事項
- ・予算に関する事項 等

なお、本学では、医工融合分野をはじめとする重点分野に人的資源を戦略的に配分し、新たな学術領域を持続的に創出するための仕組みとして、教員組織と教育研究組織を分離している。教員は学部・研究科や学科・専攻とは異なる「学域」に所属し、学域から学部/学科、研究科/専攻に主配置もしくは配置される。そのため、教員の人事に係る事項は教授会とは別に設けられた「学域会議」において審議される。

本学部には、システム情報学域に所属する教員が参画しており、各学域に所属している教員、若しくは、新たに所属する予定である教員に係る審議は、システム情報学域において行う。

1 4 自己点検・評価

本学の教育研究水準の向上を図り、大学としての社会的使命を果たすため、「神戸大学における内部質保証の基本的な考え方」、「神戸大学内部質保証指針」を制定し、指針に基づいて全学及び各部局等の教育・研究、社会貢献、組織・運営、施設・整備等の活動状況について点検・評価を実施している。

点検・評価は、透明性と公正性を確保しつつ実施するものとする。すなわち、各部局等の長は、点検・評価を行うに当たり、その方針、方法、分野等について、各教職員に対して十分な情報を開示しなければならない。

組織点検・評価に当たっては、自己点検・評価とともに、外部評価（ピア・レビュー等）を必ず実施するものとしており、点検・評価は、可能な限り客観性や妥当性を担保できる証拠に基づいて実施することとしている。

本学における点検・評価は、以下の単位で実施している。

- (1) 国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程及び国立大学法人神戸大学年俸制適用教員活動評価実施規程（以下「教員活動評価実施規程等」という。）に基づく教員個人の教育研究活動等の点検・評価（「教員活動評価」）
- (2) 教育課程ごとの「教育課程点検・評価」
- (3) 部局（教養教育を担当する大学教育推進機構以外の学内共同利用施設等の組織に係る自己点検・評価の対象となる組織を除く。）ごとの「組織点検・評価」
- (4) 教育分野の対象ごとの「対象別点検・評価」
- (5) 神戸大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）による前号までの各点検・評価に対する点検・評価（「メタ点検・評価」）
- (6) 評価委員会による大学の「総括的 point 検・評価」

また、教員以外の職員の点検・評価についても、個人及び組織の単位で、各部局等において実施している。

内部質保証における全学的な責任体制は、中核となる委員会を国立大学法人神戸大学教育研究評議会（以下「評議会」という。）とし、総括責任者を学長、自己点検・評価の責任者を評価担当理事、改善・向上活動の責任者を内部質保証の各分野の対象の担当理事としている。評価委員会は、各部局、各分野の点検・評価のメタ点検・評価を行い、評議会に報告を行う。評議会は、評価委員会の報告を踏まえて、その点検・評価が妥当なものかどうかの確認等を行う。

また、自己点検・評価に係る根拠資料の収集・蓄積に当たっては、神戸大学情報データベース（Kobe University Information Database：KUID）を活用し、点検・評価の作業自体が過剰な負担とならないように、合理的かつ効率的な仕組みの下で実施している。

国立大学法人評価、認証評価、大学の総括的 point 検・評価、及び各部局等による点検・評価に関する情報は原則として大学Webサイトにおいて内外に公表している。

《資料 1 4：神戸大学における内部質保証の基本的な考え方》

《資料 1 5：神戸大学内部質保証指針》

15 情報の公表

(1) 大学としての情報提供

本学は、世界トップクラスの国際的な教育研究拠点を目指している。このことを踏まえ、また、国内外から優秀な学生を受け入れるとともに国民や社会の負託に応えるべく、原則として、全ての教育情報を公表することとしている。

具体的な公表項目の内容や Web サイト URL は以下のとおりである。

- ①大学の中長期計画と評価
- ②大学の教育研究上の目的に関すること
- ③教育研究上の基本組織に関すること
- ④教員に関すること
- ⑤学生に関すること
- ⑥教育課程、成績評価基準、卒業・修了認定基準に関すること
- ⑦学生の教育研究環境に関すること
- ⑧学生納付金に関すること
- ⑨学生支援に関すること
- ⑩国際交流・留学に関すること
- ⑪学生生活に関すること

①～⑪を掲載しているURL：

https://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/edu/education_info/index.html

⑫その他

- ・神戸大学規則集

<https://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/>

- ・学部等の設置に係る情報

<https://www.kobe-u.ac.jp/info/public-info/establish/index.html>

- ・大学評価について

<https://www.kobe-u.ac.jp/info/project/evaluation/index.html>

(2) 学部としての情報提供

本学部の教育研究活動は、大学及び本学部の Web サイトに記載するとともに、自己点検や外部評価による評価結果についても公表する。

さらに、学部単位の広報パンフレットを作成し、カリキュラム上の特色や研究活動などに関する情報を公開する

16 教育内容等の改善を図るための組織的な取組

本学では、「教育憲章」及び「学位授与に関する方針」に掲げた教育目標を達成し、教育の質の更なる向上を図るため、「神戸大学の教育推進に関するFDガイドライン」を策定し、組織的なFD（ファカルティ・ディベロップメント）に関する取組を実施・推進している。

FDに関する取組を実施する全学的な組織としては、大学教育推進機構の下に「全学評価・FD委員会」を設置している。全学評価・FD委員会は各学部や研究科をはじめ、全学の関係者で構成され、「大学教育の内部質保証に係る全学的な点検・評価に関すること」、「全学的なファカルティ・ディベロップメントの推進に関すること」、「その他評価及びファカルティ・ディベロップメントに関すること」を審議するとともに、年度ごとにFDの重点課題を定めて全学的なFD推進を図っている。

【具体的なFD取組例】

- ・全学及び各部署で実施するFDやピアレビューをとりまとめた「FDカレンダー」を作成、全学へ情報提供
- ・ピアレビュー（授業参観）や各種アンケートの調査結果等から教育力及び教育成果を検討し、授業及び研究指導の内容・方法の改善のための研修や講演会等を実施・新規採用教員に対し、本学のビジョン/歴史、構成員としての倫理/使命、教育実践/学生支援のための基礎的知識/技術等を身に付けるための研修を実施

また、事務職員等の能力を向上させること、業務遂行に必要な知識・技術・技能を修得・発展させることを目的として各種のSD取組を実施している。

【具体的なSD取組例】

- ・幹部職員セミナーを実施（毎年度、テーマを設定）
- ・海外学修プログラムのためのFD・SDセミナーを実施

17 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本学は、学内外の関係機関等と連携し、学生及び卒業生のキャリア形成、就職活動及びボランティア・社会貢献活動の支援を行い、人材育成力の向上に資することを目的とした「キャリアセンター」を設置し、学内のキャリア支援体制をネットワーク型で全学的に展開している。このネットワークでは、各部局の就職委員会、各同窓会並びに大学生協、六甲台就職相談センター、学生団体、東京オフィス（キャリアセンター東京分室）、グローバル教育センター、産官学連携本部等の活動と連携を取り、様々な情報の発信や相互の行事告知の協力などを行うとともに、各就職支援組織による意見交換会や情報共有を定期的に行いながら、全学的にキャリア形成及び就職の支援活動を行っている。

キャリアセンター独自の支援としては、全学年を対象とした授業科目「職業と学びーキャリアデザインを考える」（社会で活躍する神戸大卒業生によるリレー講義）の開講や、キャリア・デベロップメント・アドバイザー（CDA）資格を持つアドバイザーが個別の進路・就職相談で指導・助言することによる学生の主体的なキャリア選択のサポートがある。これらの活動により、就職のみならず、学生が「社会の中での自分の役割」や「職業や市民生活を通して社会に貢献する意味」を考えることを助け、本学における「人間性豊かな指導的人材」の輩出に貢献することを目指している。

このような全学的な取り組みのほか、本学部の前身となる神戸高等工業学校、神戸工業専門学校、本学工学部の同窓会である神戸大学工学振興会（KTC）では、工学部の学生を対象として、KTCのネットワークを活用したインターンシップ対策講座、エンジニアのキャリアセミナー「就職前に業界を知るセミナー」、KTCプレミアムセミナー、理工系就職ガイダンス「きらりと光る優良企業」などの就職セミナーを開催し、就職支援活動を行っている。

本学部では、このような全学的な取り組みやKTCの取り組みを活用し、それらと連携をとりながら、さらに学部独自の就職支援活動を行う。

まず、本学部の必修科目「システム情報学入門」では、システム情報学が実社会の中で果たす役割を伝え、必修科目「システム情報学応用」では、システム情報学研究科で行われている研究のみならず、本学部の前身となる情報知能工学科の卒業生やシステム情報学研究科の修了生などをゲストスピーカーに招いて本学部で開講する授業科目の内容が実社会や研究開発の現場で具体的にどのように活用されているのかを紹介することで、学生が将来のキャリアを設計するために必要な情報や知識を伝達する。

また、C³ユニット教育プログラムにおいては、専門科目を学修することで身に付けた理系の専門知に基づき、具体的な社会問題や環境問題に大学院生や社会人と協働して取り組むことで、システム情報学と実社会の関係についての情報や知識に関する経験を積む。

さらに、本学部では、各学生へのきめ細やかな就職の支援を実現するため、複数の就職担当教員を置き、企業からの求人情報等を集約及び分析し、適宜、進学ガイダンス等を実施し学生に情報を伝え、必要に応じて個別にキャリア形成及び就職の支援を提供する。

設置の趣旨等を記載した書類

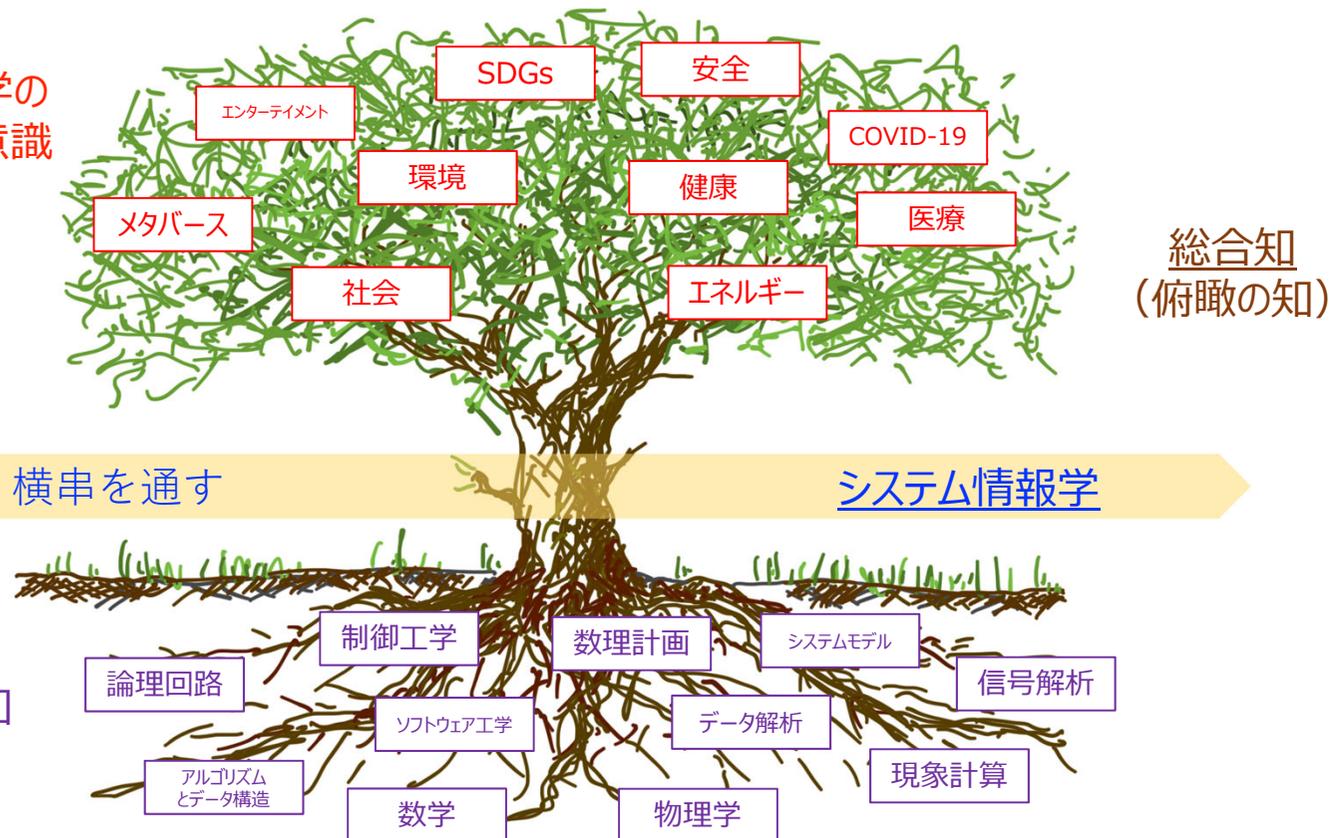
添付資料 目次

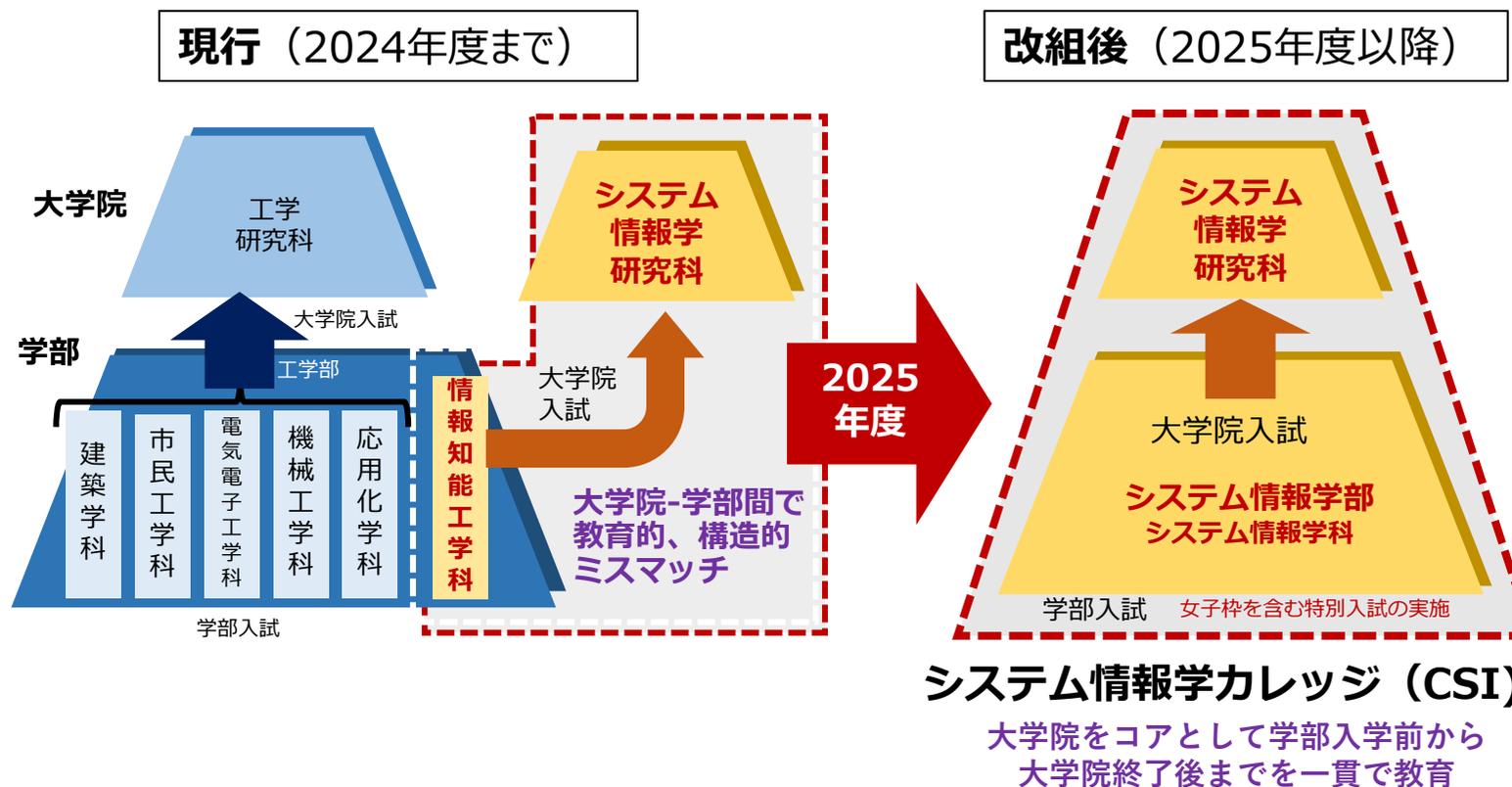
資料1	『総合知』とシステム情報学	2
資料2	システム情報学カレッジ『College of System Informatics (CSI)』構想	3
資料3	CSI 構想「反転教養教育」と「情報基礎教育プログラム」	4
資料4	CSI 構想「異分野共創 C ³ (Co-Creation and Collaboration) ユニット教育プログラム」	5
資料5	システム情報学部システム情報学科カリキュラムマップ	6
資料6	履修モデル①（標準）	7
資料7	履修モデル②（早期 [3年] 卒業）	8
資料8	履修モデル③（高等学校一種免許状 [情報] 取得）	9
資料9	既修得単位の読替表（高等専門学校からの編入学）	10
資料10	履修モデル④（高等専門学校からの編入学）	11
資料11	教育実習生の受入れに関する承諾書（神戸市教育委員会）	12
資料12	システム情報学部システム情報学科の教育研究実施体制	13
資料13	国立大学法人神戸大学職員就業規則	14
資料14	神戸大学における内部質保証の基本的な考え方	30
資料15	神戸大学内部質保証指針	33

- 理系専門知と人文・社会科学の価値観・問題意識の関係や，課題相互の関係を俯瞰する知が総合知
- 「理系専門知を束ね，横串を通す」ことで「総合知を可能にする」のがシステム情報学
 - ◆ 理系専門知を理解していなければ束ねようがない
 - ◆ 課題を見ずにただ束ねても総合知や価値創造には繋がらない
- 理系専門知を基礎にするシステム情報学が目指す総合知は，総合知のあり方の一つ

人文・社会科学を起点にする総合知など，総合知のあり方は多様で，基本計画の総合知はそれらを包含

人文・社会科学の
価値観・問題意識





狙い1

大学院との一体化

学部・大学院の一体運用により大学院で実施中の「異分野共創C³ユニット教育プログラム」を学部にもシームレスに展開、総合知教育を推進、学部入学から最短6年での博士学位取得可能とし、高度情報専門人材増に貢献

狙い2

教養教育の実質化

「工学部」の枠から離れた神戸大学教育特区として柔軟にカリキュラムを構成し、教養教育の実質化を図り、理工系の専門知を社会問題や環境問題の解決に役立てる知識と能力を実践的に育成

狙い3

入学者層の拡大

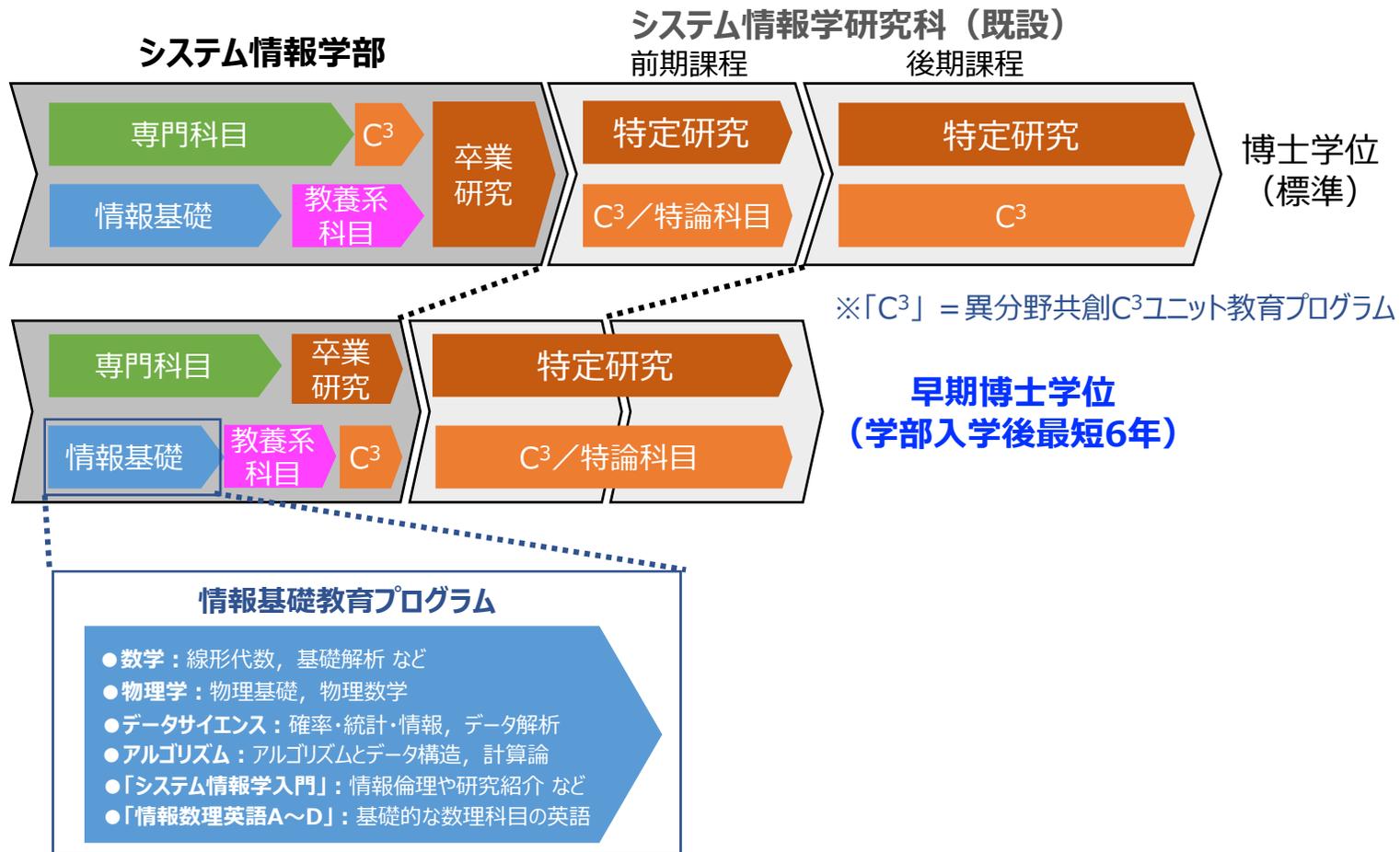
AI やプログラミング、ロボットに関心の強い技術志向の学生に加え、社会問題・環境問題などの科学的な解決に強い関心のある学生を、主に特別入試（女子枠を含む）を通して広く求める

システム情報学カレッジ『College of System Informatics(CSI)』構想 (「反転教養教育」と「情報基礎教育プログラム」)

資料 3

学部・大学院が一体化した教育体制

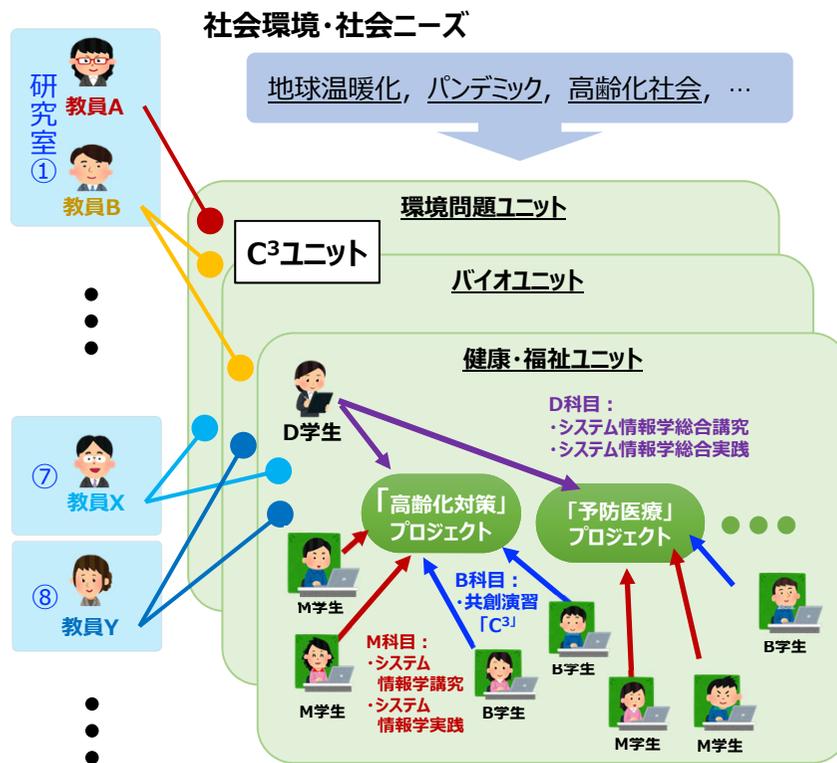
- **反転教養教育**：入学直後から専門教育を実施し、その後、教養教育を実施（学部）
- **情報基礎教育プログラム**：反転教養教育を可能にする情報系に特化した新たな基礎教育プログラム
- **早期学位取得**：優秀な学生を対象として、学部入学から最短6年での博士学位取得が可能



学部・大学院が一体化した教育体制

総合知教育：共創・協働による C³ ユニット教育プログラムの学部への展開

- 社会環境や社会のニーズに応じて機動的かつ柔軟に複数の専門分野を連携させた教育研究フレーム
- 専門性の異なる教員や協力者の下，ユニットのテーマに基づいて設定された各種プロジェクトにおいて，大学院生や学部生が議論する過程を経て，自ら課題を発見する能力を育成

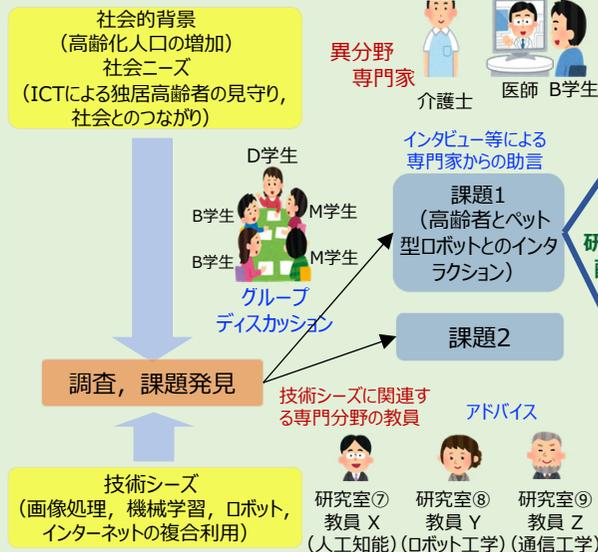


C³科目 (3年次・後期)

概要:

- 社会環境及び社会ニーズを基盤に特定の領域や課題ごとに設定される C³ユニットの枠内で，大学院生を含む数名の学生から成るプロジェクトチームに参加
- 協力者へのインタビューや大学院生を交えたグループディスカッションを通じて，技術の潮流も考慮しながら，価値創造に資する**研究課題の設定**に取り組む。
- このプロセスを通じて，システム情報学に基づく**俯瞰力**を身に付ける。

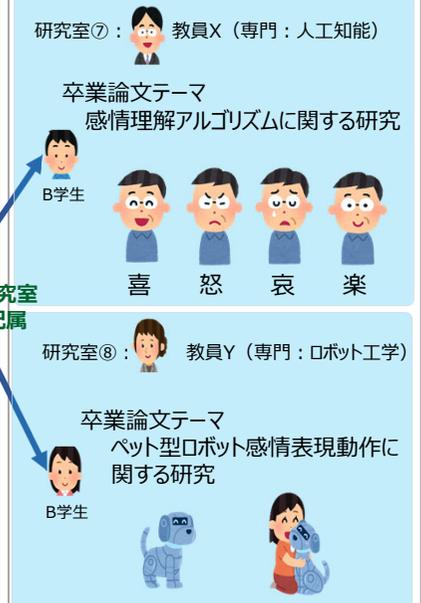
健康・福祉ユニット：「高齢化対策」プロジェクト



卒業研究 (4年・通年)

概要:

- 特定の研究室に所属し，C³の枠内で設定された**研究課題を技術的に解決**する研究テーマ(卒業論文テーマ)に取り組む
- このプロセスを通じて，当該分野における高度な専門知識と研究・開発を遂行するための基本的な能力並びにシステム情報学に基づく**創造力**を身に付ける。



システム情報学科 履修モデル①（標準）

資料6

【学士（システム情報学）】

人間性、創造性、国際性に加え、幅広い知識及び学際的視点を有する人材、特に世界の現状や問題についての知識や理解力を持ち、システム情報学の各専門領域の知識や技術を応用し、俯瞰的に組み合わせることで、社会の様々な問題の解決や新しい価値の共創に貢献できる人材

【想定される進路】

- 大学院進学（「システム情報学研究科」等）
- 就職（製造業、研究所、一般企業、官公庁、コンサルタント 等）

科目	系	細目	1年次		2年次		3年次		4年次		◎は必修科目		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	必修	選択	
			専 門 科 目	基礎系	数学	◎線形代数	代数概論						
◎基礎解析	応用解析												
離散数学		複素関数論											
代数・幾何演習1 解析演習1	代数・幾何演習2 解析演習2												
物理学	◎物理基礎	◎物理数学											
データサイエンス	◎確率・統計・情報	◎データ解析											
アルゴリズム	◎アルゴリズムとデータ構造	計算論											
数理系	設計と計画			◎システムモデル	◎最適化理論1	最適化理論2					6	8	
	計測と制御				◎制御工学1	制御工学2	知能ロボティクス	計測工学					
現象系	信号処理				◎信号処理1	信号処理2	画像工学	光情報工学			6	8	
	物理計算			◎数値解析1	◎数値解析2		量子コンピューティング						
情報系	計算機工学	◎コンピュータシステム1		◎コンピュータシステム2	◎コンピュータシステム3	情報セキュリティ	並列コンピューティング				12	10	
						ソフトウェア工学1	ソフトウェア工学2						
	知能情報学			◎人工知能1	◎人工知能2	HCI							
総合系	総合	◎システム情報学入門				◎システム情報学応用					26	0	
	実験演習	◎演習1		◎演習2	◎演習3	◎実験1	◎実験2						
	C ³							◎C ³					
	卒業研究								◎卒業研究				
専門教養系		数理情報英語A		数理情報英語C							0	12	
		数理情報英語B		数理情報英語D									
						基礎教養A	基礎教養C						
						基礎教養B	基礎教養D						
教養科目		◎情報基礎					全学共通授業科目A	全学共通授業科目C		4	4		
		◎データサイエンス基礎学					全学共通授業科目B	全学共通授業科目D					
		◎教養とは何か											
		◎なぜ外国語を学ぶのか											
修得単位数			26	24	18	16	18	12	0	10	68	56	
											合計124		

システム情報学科 履修モデル②（早期[3年]卒業）

資料 7

【学士（システム情報学）】

人間性、創造性、国際性に加え、幅広い知識及び学際的視点を有する人材、特に世界の現状や問題についての知識や理解力を持ち、システム情報学の各専門領域の知識や技術を応用し、俯瞰的に組み合わせることで、社会の様々な問題の解決や新しい価値の共創に貢献できる人材

【想定される進路】

- 大学院進学（「システム情報学研究科（←学部入学後最短6年で博士の学位が取得可能）」等）
- 就職（製造業、研究所、一般企業、官公庁、コンサルタント 等）

◎は必修科目

科目	系	細目	1年次		2年次		3年次		4年次		必修	選択
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門科目	基礎系	数学	◎線形代数	代数概論	幾何概論	数理論理学					14	20
			◎基礎解析	応用解析	常微分方程式論							
			離散数学		複素関数論							
		物理学	代数・幾何演習1 解析演習1	代数・幾何演習2 解析演習2								
			◎物理基礎	◎物理数学								
		データサイエンス	◎確率・統計・情報	◎データ解析								
	アルゴリズム	◎アルゴリズムとデータ構造	計算論									
	数理系	設計と計画		◎システムモデル	◎最適化理論1	最適化理論2					6	6
		計測と制御			◎制御工学1	制御工学2	知能ロボティクス					
	現象系	信号処理			◎信号処理1	信号処理2					6	6
		物理計算		◎数値解析1	◎数値解析2	数値解析3	HPC					
	情報系	計算機工学	◎コンピュータシステム1	◎コンピュータシステム2	◎コンピュータシステム3	情報セキュリティ					12	8
						ソフトウェア工学1						
		知能情報学		◎人工知能1	◎人工知能2	HCI						
	総合系	総合	◎システム情報学入門			◎システム情報学応用					26	0
		実験演習	◎演習1	◎演習2	◎演習3	◎実験1	◎実験2					
		C ³						◎C ³				
		卒業研究						◎卒業研究				
	専門教養系		数理情報英語A	数理情報英語C					基礎教養A	基礎教養C	0	12
			数理情報英語B	数理情報英語D					基礎教養B	基礎教養D		
									総合教養A	総合教養C		
									総合教養B	総合教養D		
	教養科目		◎情報基礎	全学共通授業科目A	全学共通授業科目C						4	4
			◎データサイエンス基礎学	全学共通授業科目B	全学共通授業科目D							
			◎教養とは何か									
			◎なぜ外国語を学ぶのか									
修得単位数			26	26	24	22	8	18		68	56	
											合計124	

システム情報学科 履修モデル③ (高等学校一種免許状[情報]取得)

資料 8

【学士 (システム情報学)】

人間性、創造性、国際性に加え、幅広い知識及び学際的視点を有する人材、特に世界の現状や問題についての知識や理解力を持ち、システム情報学の各専門領域の知識や技術を応用し、俯瞰的に組み合わせることで、社会の様々な問題の解決や新しい価値の共創に貢献できる人材

【想定される進路】

- 大学院進学 (「システム情報学研究科」等)
- 就職 (高等学校・高等専門学校、製造業、研究所等、一般企業、官公庁、コンサルタント 等)

◎は必修科目

科目	系	細目	1年次		2年次		3年次		4年次		必修	選択
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門科目	基礎系	数学	◎線形代数	代数概論							14	14
			◎基礎解析	応用解析								
			離散数学		複素関数論							
		代数・幾何演習1	代数・幾何演習2									
		解析演習1	解析演習2									
		◎物理基礎	◎物理数学									
	データサイエンス	◎確率・統計・情報	◎データ解析									
	アルゴリズム	◎アルゴリズムとデータ構造	計算論									
	数理系	設計と計画		◎システムモデル	最適化理論1	最適化理論2					6	8
		計測と制御			◎制御工学1	制御工学2	知能ロボティクス	計測工学				
	現象系	信号処理			◎信号処理1	信号処理2	画像工学	光情報工学			6	8
		物理計算		◎数値解析1	◎数値解析2							
	情報系	計算機工学	◎コンピュータシステム1	◎コンピュータシステム2	◎コンピュータシステム3	情報セキュリティ	量子コンピューティング	並列コンピューティング			12	10
						ソフトウェア工学1	ソフトウェア工学2					
		知能情報学		◎人工知能1	◎人工知能2	HCI						
	総合系	総合	◎システム情報学入門			◎システム情報学応用					26	0
		実験演習	◎演習1	◎演習2	◎演習3	◎実験1	◎実験2					
		C3						◎C3				
		卒業研究							◎卒業研究			
	専門教養系		数理情報英語A	数理情報英語C			基礎教養A	基礎教養C			0	16
数理情報英語B			数理情報英語D			基礎教養B	基礎教養D					
						総合教養A	総合教養C					
						総合教養B	総合教養D					
						情報科教育論A						
教養科目		◎情報基礎								4	0	
		◎データサイエンス基礎学										
		◎教養とは何か										
◎なぜ外国語を学ぶのか												
修得単位数		26	24	18	16	20	10	0	10	68	56	
											合計124	

各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等	教職論 (中・高)	教育原理	教育史	青年心理学	中等特別活動指導論		中等教育事前・事後指導	教職実践演習 (中・高)			
	教育行政学 (中・高)		教育経営学 (中・高)	中等特別支援教育論	中等生徒指導論		高等学校教育実地研究				
	心の発達と教育1 (学習・言語心理学1)		中等カリキュラム論	総合的な学習の指導法 (中・高)							
	心の発達と教育2 (教育・学校心理学1)		中等学習指導・ICT活用論	中等学校教育相談							
66条の6に関する科目	健康・スポーツ科学実習基礎	健康・スポーツ科学講義A	日本国憲法1 日本国憲法2								
修得単位数		7	3	10	8	4	0	3	2	合計 37	

既修得単位の読替表（高等専門学校からの編入学）

分類	単位取得科目			読み替え科目		
	科目名	学年	単位数	科目名	学年	単位数
教養科目	英語ⅣA	4	1	なぜ外国語を学ぶのか	1前	1
	英語ⅣB	4	1	Academic English Communication A1, A2	2前	1
	英会話Ⅱ	5	1	Academic English Communication B1, B2	2前	1
	英語Ⅴ	5	2	Academic English Literacy A1, A2, B1, B2	2後	2
	フランス語-1	4	1	第三外国語(フランス語) T1, T2	3前	1
	フランス語-2	4	1	第三外国語(フランス語) T3, T4	3前	1
	情報理論	5	1	情報基礎	1前	1
	情報工学概論	3後	2	データサイエンス基礎学	1前	1
				小計		9
専門科目	数学ⅢB-1	3前	1	線形代数	1前	2
	数学ⅢB-2	3後	1			
	数学ⅢA-1	3前	2	基礎解析	1前	2
	数学ⅢA-2	3後	2			
	Co+workⅢA	4前	1	システム情報学入門	1前	2
	Co+workⅢB	4後	1	コンピュータシステム2	1後	2
	オペレーティングシステム	4後	1			
	コンパイラ	4後	1	離散数学	1前	2
	離散数学A	4前	1			
	離散数学B	4後	1	コンピュータシステム1	1前	2
	計算機アーキテクチャ	4前	2			
	データ構造とアルゴリズム	4後	2	アルゴリズムとデータ構造	1前	2
	確率・統計	5前	2	確率・統計・情報	1前	2
	応用物理学Ⅰ	4前	1	物理基礎	1前	2
	応用物理学Ⅱ	4後	1			
	プログラミングⅢA	4前	1	演習1	1前	2
	プログラミングⅢB	4後	1	物理数学	1後	2
	応用数学A	4前	2			
	応用数学B	4後	2	応用解析	1後	2
	情報工学実験ⅠA	4前	2	演習2	1後	2
	情報ネットワーク	4後	1	コンピュータシステム3	2前	2
	情報ネットワーク応用	5前	1			
	制御工学Ⅰ	4後	2	制御工学1	2前	2
	基礎通信工学	4後	2	情報通信工学	2前	2
	データベース	5後	1	人工知能1	2前	2
	人工知能	5後	1			
	情報工学実験ⅠB	4後	2	演習3	2前	2
	電子回路Ⅰ	4前	1	電子回路	2後	2
	電子回路Ⅱ	4後	1			
	情報工学実験Ⅱ	5前	2	実験1	2後	2
	ソフトウェア工学	5前	1	ソフトウェア工学1	2後	2
	コンピュータシミュレーション	5後	1			
画像工学	5後	2	画像工学	3前	2	
卒業研究	5	9	システム情報学応用	2後	2	
哲学概論	5	2	基礎教養A, B	3前	2	
				小計		48
				合計		57

システム情報学科 履修モデル④（高等専門学校からの編入学）

資料 1 0

学位：学士（システム情報学）

人間性、創造性、国際性に加え、幅広い知識及び学際的視点を有する人材、特に世界の現状や問題についての知識や理解力を持ち、システム情報学の各専門領域の知識や技術を応用し、俯瞰的に組み合わせることで、社会の様々な問題の解決や新しい価値の共創に貢献できる人材

【想定される進路】

- 大学院進学（「システム情報学研究科」等）
- 就職（製造業、研究所、一般企業、官公庁、コンサルタント 等）

◎は必修科目

科目	系	細目	1年次		2年次		3年次		4年次		必修	選択				
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
専門科目	基礎系	数学	◎線形代数						代数概論				14	18		
			◎基礎解析	応用解析												
			離散数学													
		◎物理基礎	◎物理数学													
		データサイエンス	◎確率・統計・情報							◎データ解析						
		アルゴリズム	◎アルゴリズムとデータ構造							計算論						
		数理系	設計と計画					◎システムモデル						6	4	
	計測と制御				◎制御工学1		◎最適化理論1	最適化理論2								
		現象系	信号処理			画像工学		◎信号処理1	信号処理2					6	8	
	物理計算							◎数値解析1	◎数値解析2	数値解析3						
		情報系	計算機工学	◎コンピュータシステム1	◎コンピュータシステム2	◎コンピュータシステム3		並列コンピューティング						12	12	
	知能情報学			◎人工知能1		◎情報通信工学	ソフトウェア工学1 電子回路	ソフトウェア工学2 量子デバイス	◎人工知能2	HCI						
		総合系	総合	◎システム情報学入門			◎システム情報学応用							26	0	
	実験演習		◎演習1	◎演習2	◎演習3	◎実験1	◎実験2									
	C3							◎C3								
		専門教養系	卒業研究								◎卒業研究					
				編入学既修得単位認定						数理情報英語A						
				57単位						数理情報英語B						
				基礎教養A							基礎教養C				0	8
			基礎教養B							基礎教養D						
	教養科目	◎情報基礎											4	6		
		◎データサイエンス基礎学														
		◎なぜ外国語を学ぶのか						◎教養とは何か								
		Academic English Communication A1	Academic English Literacy A1	第三外国語(フランス語)T1												
		Academic English Communication A2	Academic English Literacy A2	第三外国語(フランス語)T2												
		Academic English Communication B1	Academic English Literacy B1	第三外国語(フランス語)T3												
	Academic English Communication B2	Academic English Literacy B2	第三外国語(フランス語)T4													
修得単位数			57				27		26		2		12		68	56
												合計124				

教委学第 1904 号

令和 5 年 11 月 14 日

神戸大学長 殿

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

教育実習生の受入れに関する承諾書

神戸大学システム情報学部システム情報学科（仮称）にて、教員免許状授与の所要資格を得させるための課程（数学及び情報）として認可された上は、本委員会の所管する中学校及び高等学校において、令和 7 年度から教育実習を受け入れることを承諾します。

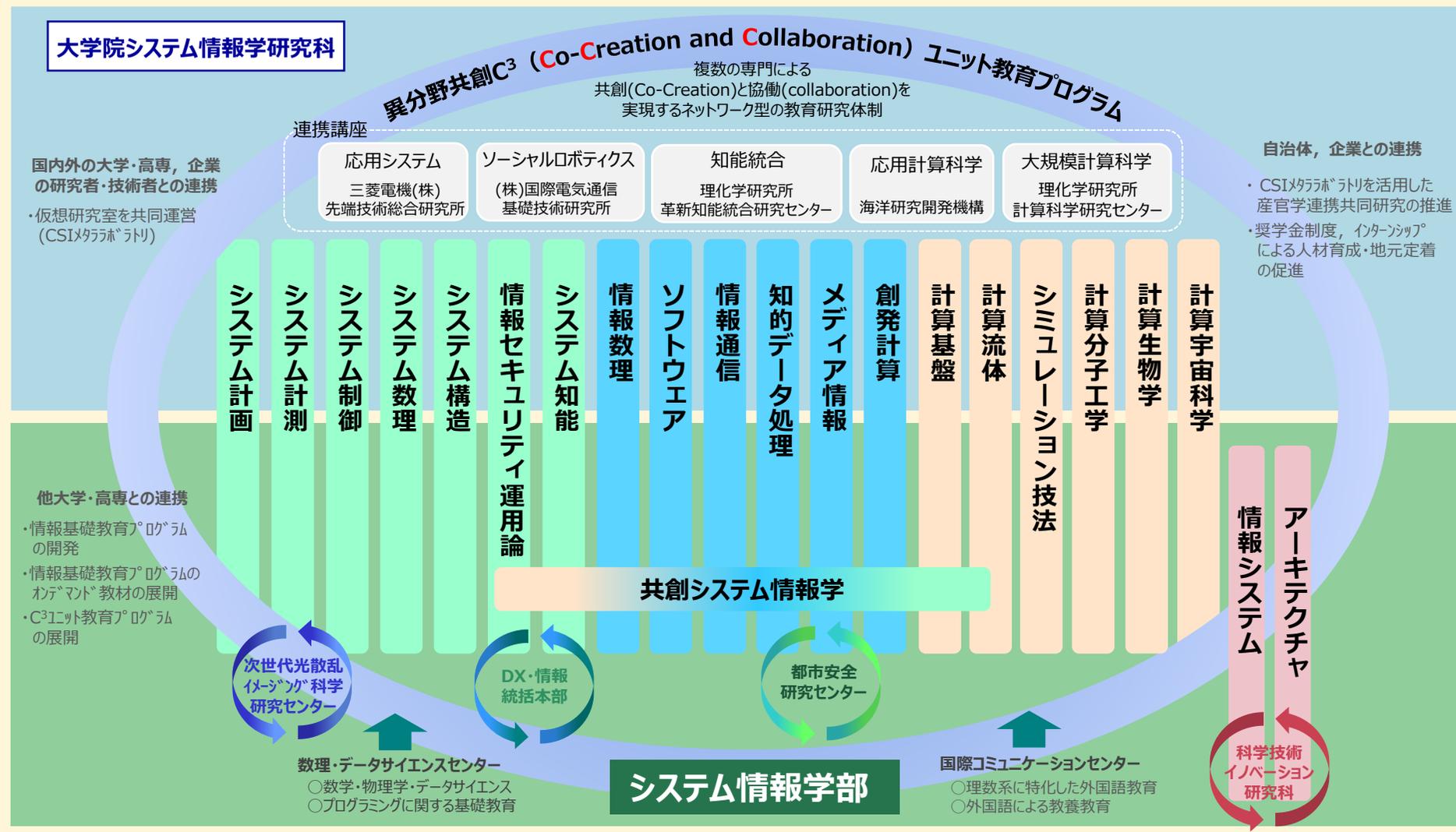
神戸市教育委員会 所管中学校数	80 校 分校 3 校
神戸市教育委員会 所管義務教育学校数 (後期課程)	2 校
神戸市教育委員会 所管高等学校数	8 校

(令和 5 年 5 月 1 日現在)

以上

『システム情報学カレッジ (College of System Informatics)』

- ▶ 大学院システム情報学研究科との一体運用により、柔軟性の高い独自の教育プログラムを展開
- ▶ デジタル技術を基礎として、システムの観点から理系の学問分野に横串を通し価値創造に繋げることができる高度情報専門人材を養成
- ▶ 他大学・高等専門学校・高校学校・企業・自治体との連携を強化し、情報基礎教育プログラムの横展開並びに地域産業等への貢献



○国立大学法人神戸大学職員就業規則

(平成16年4月1日制定)

改正	平成16年11月18日	平成18年1月24日
	平成18年3月28日	平成19年3月20日
	平成20年3月18日	平成21年3月31日
	平成22年3月23日	平成25年3月27日
	平成25年11月26日	平成26年3月26日
	平成26年11月28日	平成27年3月23日
	平成28年3月22日	平成28年9月21日
	平成29年3月21日	平成29年9月26日
	平成29年9月29日	平成31年3月29日
	令和元年11月26日	令和2年3月24日
	令和3年3月30日	令和5年3月28日
	令和6年3月25日	

目次

- 第1章 総則(第1条－第3条)
- 第2章 採用(第4条－第9条)
- 第3章 服務(第10条－第21条)
- 第4章 労働時間, 休日, 休暇等(第22条－第29条の3)
- 第5章 給与(第30条)
- 第6章 昇任, 降任及び評価
 - 第1節 昇任及び降任(第31条－第32条の2)
 - 第2節 評価(第33条)
- 第7章 人事
 - 第1節 異動(第34条－第36条)
 - 第2節 出張(第37条)
 - 第3節 研修(第38条)
 - 第4節 休職及び復職(第39条－第42条)
- 第8章 安全, 衛生及び災害補償
 - 第1節 安全及び衛生(第43条－第49条)
 - 第2節 災害補償(第50条・第51条)
- 第9章 女性(第52条－第55条)
- 第10章 福利厚生(第56条)
- 第11章 賞罰(第57条－第64条)
- 第12章 退職, 解雇及び退職手当
 - 第1節 退職及び解雇(第65条－第72条)
 - 第2節 退職手当(第73条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この就業規則(以下「規則」という。)は, 国立大学法人神戸大学(以下「大学」という。)の教育研究機関としての特性及び社会的役割をふまえて, 大学に勤務する職員の労働条件, 服務規律その他の就業に関して必要な事項を定める。

2 この規則に定めのない事項については, 労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の関係法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は, 大学に勤務する職員に適用する。ただし, 準正規職員, 非常勤職員, 船員法(昭和22年法律第100号)に規定する船員, 第67条又は附則第6項の

規定により再雇用する職員、クロスアポイントメント制の適用を受ける職員並びに特命職員及び特定有期雇用医療職員を除く。

- 2 前項ただし書に該当する職員の就業等に関する事項については、別に定める。
(規則の遵守)

第3条 大学及び職員は、この規則を遵守し、その誠実な履行に努めなければならない。

第2章 採用

(採用)

第4条 職員の採用は、試験又は選考による。

- 2 職員の採用手続等について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員採用、降任、解雇等に関する規程(以下「採用等規程」という。)の定めるところによる。
(提出書類)

第5条 職員に採用された者は、採用等規程に定める書類を速やかに提出しなければならない。

- 2 提出した書類の記載事項に変更があった場合は、その都度速やかに届け出なければならない。

(労働条件の明示)

第6条 大学は、職員との労働契約の締結に際し、次に掲げる労働条件を明示する。

- (1) 労働契約の契約期間に関する事項
 - (2) 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算契約期間に上限の定めがある場合には当該上限を含む。)
 - (3) 就業の場所及び従事する業務に関する事項(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。)
 - (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日休暇並びに労働者を2組以上に分けて働かせる場合における就業時転換に関する事項
 - (5) 給与の決定、計算及び支払いの方法、給与の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項
 - (6) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
 - (7) 退職手当に関する事項
 - (8) 期末・勤勉手当に関する事項
 - (9) 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口
 - (10) 安全・衛生に関する事項
 - (11) 研修に関する事項
 - (12) 災害補償に関する事項
 - (13) 賞罰に関する事項
 - (14) 休職に関する事項
- 2 前項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)については、これを記載した文書を交付するものとする。
- 3 第1項の労働契約の期間内に職員が労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項の適用を受ける期間の定めのない労働契約の締結の申込み(以下「労働契約法第18条第1項の無期転換申込み」という。)をすることができることとなる有期労働契約の締結の場合においては、第1項に定めるもののほか、労働契約法第18条第1項の無期転換申込みに関する事項及び当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件のうち第1項各号に掲げる事項とする。この場合に

において、第1項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)については、これを記載した書面を交付するものとする。

(赴任)

第7条 職員は、採用後直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う等やむを得ない事由があり、大学の承認を得たときは、この限りでない。

(試用期間)

第8条 職員として採用された者については、採用の日から6月間を試用期間とする。ただし、附属小学校、附属中等教育学校及び附属特別支援学校の教諭については、その期間を1年間とする。

2 大学が必要と認めた場合は、試用期間を6月以内の期間で延長することがある。

3 試用期間中に職員として必要な適格性を欠くと認められた者は、解雇する。

4 第68条から第70条までの規定は、前項の規定に基づいて解雇する場合に、これを適用する。

5 試用期間は、勤続年数に通算する。

(試用期間を設けない特例)

第9条 大学は、特に適格性の判断を必要としないと認められる職員については、試用期間を設けない。

2 前項の規定に基づき試用期間を設けない職員の範囲については、採用等規程の定めるところによる。

第3章 服務

(一般原則)

第10条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、大学の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第11条 職員は、勤務中、その職務に専念しなければならない。

(職場規律)

第12条 職員は、上司の業務上の命令、指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第13条 職員は、次の事項を守らなければならない。

(1) 職務の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。

(2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(3) 許可なく、前号の秘密を利用して競業的行為を行わないこと。

(4) その職務や地位を私的目的のために用いないこと。

(5) 大学の敷地及び施設内(以下「学内」という。)で、喧騒その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。

(6) 所定の場所以外で喫煙しないこと。

(7) 大学の設備、物品等を私的に利用しないこと。

(8) 許可なく、学内で業務外の放送、宣伝、集会並びに文書図画の配布、回覧及び掲示をしないこと。

(9) 許可なく、学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品等の売買を行わないこと。

(10) その他前各号に準じる行為をしないこと。

(公職の候補者への立候補)

第14条 職員は、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他の公職(以下この条及び次条において「公職」という。)に立候補するときは、あらかじめその旨を届け出なければならない。

2 前項に定めるもののほか、公職の候補者への立候補については別に定めるところによる。

(公民権行使の保障)

第14条の2 大学は、職員が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために、次の各号に掲げる事由により必要な期間を請求したときは、これを保障する。ただし、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがないときは、請求された時刻を変更することがある。

(1) 職員が公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等を行使するとき。

(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭するとき。

(3) 公職への立候補に伴い公職選挙法に定める選挙運動の期間(立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まで)に選挙運動を行うとき。

2 前項第3号の規定により、勤務を行わない期間については、給与を支給しない。

3 前2項に定めるもののほか、公民権行使の保障については別に定めるところによる。

(入構禁止又は退去)

第15条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、学内への入構を禁止し、又は学外への退去を命じることがある。

(1) 職場の風紀秩序を乱し、又はそのおそれのある場合

(2) 火器、凶器等の危険物を所持している場合

(3) 公衆衛生上有害と認められる場合

(4) その他前各号に準じる就業に不都合と認められる場合

2 前項の規定により入構を禁止したとき、又は所定の終業時刻の前に退去を命じたときは、そのとき以降は欠勤とし、給与を減額する。

(自宅待機)

第16条 大学は、職員を就業させることが不相当と認める場合においては、自宅待機を命じることがある。この場合、給与の減額は行わない。

(職員の倫理)

第17条 職員の倫理について、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員倫理規程の定めるところによる。

(ハラスメントの禁止)

第18条 職員は、相手の意に反する言動等を行うことにより、相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境を悪化させてはならない。

2 ハラスメント(性暴力を含む。以下同じ。)の防止及び禁止に関する事項は、国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の定めるところによる。

(兼業の制限)

第19条 職員は、大学の許可を受けなければ、兼業を行ってはならない。

2 職員の兼業について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員兼業規程の定めるところによる。

(損害賠償)

第20条 大学は、職員が故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合においては、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

(知的財産の取扱い)

第21条 知的財産について必要な事項は、国立大学法人神戸大学知的財産取扱規程の定めるところによる。

第4章 労働時間、休日、休暇等

(所定労働時間)

第22条 1日の所定労働時間は8時間とし、休憩時間は45分間とする。

(始業及び終業の時刻等)

第23条 始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻 午前8時30分
- (2) 終業時刻 午後5時15分
- (3) 休憩時間 午後0時15分から午後1時まで

2 業務上の必要がある場合及び育児又は介護を行う職員から申請があった場合には、前項の規定にかかわらず、1日の労働時間が8時間を超えない範囲内で始業時刻、終業時刻及び休憩時間を変更することがある。

3 休憩時間は、これを一斉に付与する。ただし、業務の性質上、一斉付与が適当でない部署においては、労使協定の定めにより交替で休憩時間を付与する。

(交替制)

第24条 大学は、業務上の必要がある場合には、交替制の勤務をとることがある。この場合の始業時刻、終業時刻及び休憩時間は国立大学法人神戸大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程(以下「労働時間等規程」という。)の定めるところによる。

(休日)

第25条 休日は次のとおりとする。ただし、第28条第2項の規定による育児短時間勤務をする職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、休日を設けることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (4) 12月29日から翌年1月3日までの日(前3号に定める休日を除く。)
- (5) その他大学が指定する日

2 業務の都合により大学が必要と認めた場合は、あらかじめ前項の休日を他の日に振り替えることがある。

3 労基法第35条の規定による休日(以下「法定休日」という。)は、第1項第1号の休日とする。ただし、前条並びに労働時間等規程第4条、第5条及び第6条の規定の適用を受ける職員の法定休日は、別に定める。

(休暇の種類)

第26条 休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(労働時間、休日、休暇等)

第27条 前5条に定めるもののほか、労働時間、休日、休暇等について必要な事項は労働時間等規程の定めるところによる。

(育児休業等)

第28条 満3歳に満たない子の養育を必要とする職員は、その申し出により、育児休業を取得することができる。

- 2 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育を必要とする職員は、その申し出により、その職を占めたまま職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。
- 3 前項のほか、満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育を必要とする職員は、その申し出により、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと(以下「育児時間」という。)ができる。
- 4 育児休業及び育児短時間勤務並びに育児時間の対象者、期間及び取得手続等については、国立大学法人神戸大学職員の育児休業等に関する規程の定めるところによる。

(介護休業等)

第29条 家族に介護を必要とする者がいる職員は、その申し出により、介護休業、介護部分休業又は介護時間(以下「介護休業等」という。)を取得することができる。

- 2 介護休業等の対象者、期間及び取得手続等については、国立大学法人神戸大学職員の介護休業等に関する規程の定めるところによる。

(自己啓発等休業)

第29条の2 職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発及び国際協力の機会を得ることを目的として、自発的に大学等における修学又は国際貢献活動のための休業(以下「自己啓発等休業」という。)を申請した場合において、業務の遂行に支障がないと認めるときは、自己啓発等休業を取得することができる。

- 2 自己啓発等休業の対象者、期間及び取得手続等については、国立大学法人神戸大学職員の自己啓発等休業に関する規程の定めるところによる。

(配偶者同行休業)

第29条の3 職員が外国での勤務等の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業(以下「配偶者同行休業」という。)を申請した場合において、業務の遂行に支障がないと認めるときは、配偶者同行休業を取得することができる。

- 2 配偶者同行休業の対象者、期間及び取得手続等については、国立大学法人神戸大学職員の配偶者同行休業に関する規程の定めるところによる。

第5章 給与

(給与)

第30条 職員の給与について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)、国立大学法人神戸大学年俸制適用職員給与規程、国立大学法人神戸大学年俸制適用教員(退職手当支給型)給与規程及び国立大学法人神戸大学政策研究職員年俸制給与規程の定めるところによる。

- 2 大学教員(教授、准教授、専任講師、助教、助手、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教をいう。以下同じ。)については、国立大学法人神戸大学年俸制適用教員(退職手当支給型)給与規程を適用する。ただし、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成15年法律第40号)により派遣される者については適用しない。

第6章 昇任、降任及び評価

第1節 昇任及び降任

(昇任)

第31条 職員の昇任は、選考による。

2 昇任について必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

(降任)

第32条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任させることがある。

(1) 勤務成績が不良なとき

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 職員として必要な適格性を欠くとき

(4) 職員が降任を申し出たとき

2 大学教員を降任させる場合は、学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。

3 前項の通知を受けた教員は、降任がその意に反する場合は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に審査を求めることができる。

4 大学教員以外の職員は、降任の決定がその意に反する場合は、学長に不服申し立てを行うことができる。

5 降任についてその他の必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

(管理監督職等勤務上限年齢制による降任)

第32条の2 大学は、前条に定めるもののほか、職員給与規程に定める管理又は監督の地位にある職(以下「管理監督職」という。)及び管理監督職に準ずる職(以下これらの職を「管理監督職等」という。)を占める職員(大学教員を除く。以下この条において同じ。)で管理監督職等勤務上限年齢(以下「役職定年」という。)に達している職員について、当該役職定年に達した日以後における最初の4月1日に、管理監督職を占める職員にあっては管理監督職以外の職へ、管理監督職に準ずる職を占める職員にあっては管理監督職等以外の職への降任又は配置換(以下「降任等」という。)をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、降任等について必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

第2節 評価

(勤務評定)

第33条 大学は、職員の勤務成績について、評定を実施する。

2 大学教員の勤務評定について必要な事項は、国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程及び国立大学法人神戸大学年俸制適用教員活動評価実施規程の定めるところによる。

3 事務系職員(事務職員及び技術職員(施設系技術職員に限る。))をいう。)の勤務評定について必要な事項は、国立大学法人神戸大学事務系職員人事評価実施規程の定めるところによる。

第7章 人事

第1節 異動

(配置換・出向)

第34条 大学は、業務上の都合により配置換又は出向(以下この条において「異動」という。)を命じることがある。

2 異動を命じられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

3 大学教員を異動させる場合は、学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。

- 4 前項の通知を受けた教員は、異動がその意に反する場合は、評議会に審査を求めることができる。
- 5 異動を命じられた職員は、保管中の備品、書類その他すべての物品を返還するとともに、後任者に対する業務の引継ぎを完了し、所属長にその旨を報告しなければならない。
- 6 異動を命じられた場合は、第7条の規定を準用する。
- 7 出向中は休職とする。
- 8 出向についてその他の必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員出向規程の定めるところによる。

(転籍)

第35条 大学は、業務上の都合により、職員の同意を得た上で、転籍を命じることがある。

(兼務)

第36条 大学は、業務上の都合により、兼務を命じることがある。

- 2 兼務について必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

第2節 出張

(出張)

第37条 大学は、業務上必要があると認められる場合には、出張を命じる。

- 2 職員は、出張を終えたときは、速やかに上司に報告しなければならない。

第3節 研修

(研修)

第38条 大学は、業務に関する必要な知識及び技能の向上を図るため、職員に研修を命じることができる。

- 2 研修について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員研修規程の定めるところによる。

第4節 休職及び復職

(休職)

第39条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、休職にする。

- (1) 私傷病により、病気休暇の期間が引き続き90日を超え、なお療養を要する場合

- (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障を来す場合

- (3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

- (4) 第34条第7項の場合

- (5) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合

- 2 試用期間中の職員には、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第40条 前条第1項第1号及び第3号の事由による休職の期間は、大学が必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、休職を開始した日から3年を超えない範囲でこれを延長することができる。

- 2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。ただし、その係属期間が2年を超えるときは、2年とする。

(復職)

第41条 大学は、休職の期間が満了した場合又は休職期間が満了するまでに休職事由が消滅した場合においては、復職を命じる。ただし、第39条第1項第1号の休職

については、職員が休職期間の満了までに復職を願い出て、医師及び大学が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命じる。

2 前項の復職においては、原則として原職に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

(休職に関し必要な事項)

第42条 前3条に定めるもののほか、休職についてその他の必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員休職規程の定めるところによる。

第8章 安全、衛生及び災害補償

第1節 安全及び衛生

(安全及び衛生の確保に関する措置)

第43条 大学は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の関係法令に基づき、職員の健康増進と危険防止のために必要な安全及び衛生の確保に関する措置を講じるものとする。

2 職員は、大学の講じる前項の措置に協力しなければならない。

(安全及び衛生教育)

第44条 職員は、大学が行う安全及び衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

(非常災害時の措置)

第45条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知った場合においては、緊急の措置をとるとともに直ちに上司に連絡して、その指示に従い、被害を最小限にとどめるように努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第46条 職員は、次の事項を守らなくてはならない。

(1) 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。

(2) 許可なく、安全衛生装置、消火設備、衛生設備その他危険防止のための設備を移動させたり、関連施設に立ち入らないこと。

(3) 安全及び衛生について、上司の命令、指示を守り、これを実行すること。

(健康診断)

第47条 大学は、毎年定期的に、職員の健康診断を行わなければならない。

2 前項に定める場合のほか、必要に応じて、全部又は一部の職員に対し、臨時に健康診断を行うことがある。

3 職員は、前2項の健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

4 大学は、健康診断の結果に基づいて必要と認める場合においては、職員に就業の禁止、労働時間の制限等、当該職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

5 職員は、正当な理由がなく前項の措置を拒んではならない。

(就業の禁止)

第48条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その就業を禁止する。

(1) 病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかった者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれがあるものにかかった者

(3) 前各号に準じる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 大学は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見を聴かなければならない。

(安全及び衛生に関し必要な事項)

第49条 この節に定めるもののほか、職員の安全衛生管理についてその他の必要な事項は、国立大学法人神戸大学安全衛生管理規程の定めるところによる。

第2節 災害補償

(業務上の災害)

第50条 職員の業務上の災害については、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)の定めるところにより、同法の各補償給付を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、大学が行う補償については別に定めるところによる。

(通勤途上の災害)

第51条 職員の通勤途上における災害については、労災保険法に定めるところにより、同法の各給付を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、大学が行う給付については別に定めるところによる。

第9章 女性

(妊産婦である職員の就業制限等)

第52条 大学は、妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員(以下「妊産婦である職員」という。)を、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせないものとする。

2 妊産婦である職員が請求した場合には、午後10時から午前5時までの間における勤務、又は所定労働時間外の勤務をさせないものとする。

(妊産婦である職員の健康診査)

第53条 大学は、妊産婦である職員が請求した場合には、その者が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために勤務しないことを承認する。

(妊産婦である職員の業務軽減等)

第54条 大学は、妊産婦である職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

2 妊娠中の職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務をしないことを承認することができる。

3 妊娠中の職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の労働時間の初め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で勤務しないことを承認しなければならない。

(生理日の就業が著しく困難な職員に対する措置)

第55条 大学は、生理日の就業が著しく困難な職員が請求した場合においては、その者を生理日に勤務させないものとする。

第10章 福利厚生

(宿舍の利用)

第56条 職員の宿舍の利用については、国立大学法人神戸大学宿舍管理規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

第11章 賞罰

(表彰)

第57条 大学は、職員が大学の業務に関し、特に功労があつて他の模範とするに足りると認めるときは、表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員表彰規程の定めるところによる。

(懲戒)

第58条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒処分を行う。

(1) 業務上の命令、指示に従わない場合

(2) 正当な理由なく、しばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠った場合

(3) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為及び飲酒運転等の道路交通法に違反する行為があつた場合

(4) 許可なく兼業を行った場合

(5) 大学の名誉又は信用を傷つけた場合

(6) 素行不良で学内の秩序又は風紀を乱した場合

(7) 経歴を詐称した場合

(8) 故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合

(9) ハラスメントと認められる行為があつた場合

(10) その他この規則に違反した場合、又は前各号に準じる不都合な行為があつた場合

2 大学教員の懲戒処分については、評議会の審査を経て行うものとする。ただし、学域長、基盤域長又は部局長（以下「部局長等」という。）を兼務する者が、部局長等の職務に関連して懲戒処分を受ける場合には、この限りでない。

3 大学教員以外の職員の懲戒処分については、国立大学法人神戸大学職員懲戒規程（以下「懲戒規程」という。）第8条に規定する神戸大学職員懲戒委員会の審査を経て行うものとする。

(懲戒処分の種類等)

第59条 職員の懲戒処分は、その程度に応じ、以下の区分に従つて行う。

(1) 譴責 始末書を提出させて、将来を戒める。

(2) 減給 始末書を提出させるほか、給与を減額する。ただし、減給は、1回の額が平均給与の1日分の半額を超え、総額が1給与支払期における給与の総額の10分の1を超えないものとする。

(3) 停職 6月以内を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。

(4) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告する。勧告した日の翌日から1週間以内に退職願を提出しない場合は、懲戒解雇する。

(5) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。この場合、第73条に規定する退職手当は支給しない。

2 懲戒処分を行う場合においては、処分を行うまでの間、職員の出勤を停止し、自宅待機を命じることがある。この場合、給与の減額は行わない。

3 第69条の規定は、第1項第4号及び第5号に基づき懲戒解雇を行う場合において、これを準用する。

(審査の事由の告知)

第60条 懲戒処分の審査を行う場合においては、事前に職員に審査の事由を記載した文書を交付する。

(弁明の請求)

第61条 職員は、前条に規定する文書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内に弁明の請求を行うことができる。

(懲戒に関し必要な事項)

第62条 前4条に定めるもののほか、懲戒の手續等について必要な事項は、懲戒規程の定めるところによる。

(訓告等)

第63条 大学は、第59条に規定する懲戒処分を行わない場合においても、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要と認められる場合においては、職員に対し、訓告又は嚴重注意を行うことがある。

(損害賠償と懲戒処分等)

第64条 職員は、第59条又は前条の規定に基づき懲戒処分等を受けた場合においても、第20条の規定に基づく損害賠償を免れないものとする。

第12章 退職、解雇及び退職手当

第1節 退職及び解雇

(退職)

第65条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職とする。

- (1) 定年に達したとき
 - (2) 退職を願い出て、大学から承認されたとき又は退職願を提出して14日を経過したとき
 - (3) 大学が退職を勧奨し、承諾したとき。
 - (4) 削除
 - (5) 職員が、国立大学法人神戸大学職員の早期退職募集に関する規程の定めるところにより、大学の認定を受け、退職すべき期日に至ったとき。
 - (6) 労働契約の契約期間が満了したとき
 - (7) 第39条第1項第1号の規定による休職が3年を経過し、なお、休職事由が消滅しないとき
 - (8) 第39条第1項第2号の規定による休職が2年を経過し、なお、休職事由が消滅しないとき
 - (9) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員、その他の公職に就任するとき
 - (10) 死亡したとき
- 2 前項第2号、第3号及び第5号の規定により退職する場合において、退職するまでは、従来職務に従事しなければならない。

(定年及び雇用の上限年齢)

第66条 職員の定年は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学教員 満65歳
 - (2) 前号以外の職員 満65歳
- 2 定年による退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- 3 期間の定めのある労働契約により採用された職員の雇用の上限年齢については、第1項の規定を準用し、雇用の上限年齢を超えて労働契約を締結又は更新することはできない。

(定年前再雇用)

第67条 大学は、満60歳に達した日以後における最初の3月31日以後に退職(第65条第1項第2号の規定による退職に限る。)した職員(大学教員及び期間の定めのある労働契約により採用された職員を除く。)を、人事評価その他の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職員の1週間当たりの所定労働時間が、常

勤職員の1週間当たりの所定労働時間よりも短い職員をいう。)に再雇用することができる。

(解雇)

第68条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

- (1) 勤務成績が著しく不良なとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 職員として必要な適格性を欠くとき
- (4) 組織の再編、統合又は縮小等の事由により、職員の雇用を継続することが困難となったとき
- (5) その他前各号に準じる重大な事由があるとき

2 大学教員を解雇する場合は、学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。

3 前項の通知を受けた教員は、解雇がその意に反する場合は、評議会に審査を求めることができる。

4 大学教員以外の職員は、解雇の決定がその意に反する場合は、学長に不服申し立てを行うことができる。

5 解雇についてその他の必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

(解雇の制限)

第69条 大学は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間においては解雇を行わない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず、労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の職員が、労働時間等規程第24条第8号及び第9号の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第70条 大学は、第68条の規定により職員を解雇する場合には、少なくとも30日前に本人に予告しなければならない。30日前に予告しない場合には30日分の、労基法第12条に規定する平均賃金(以下「平均賃金」という。)を支払わなければならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は職員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合には、その日数を短縮することができる。

3 第1項の規定は、試用期間中の職員を14日以内に解雇する場合には、適用しない。

(退職時及び退職後の責務)

第71条 退職した者又は解雇された者は、後任者に対し速やかに業務の引継を行い、その旨を所属長に報告しなければならない。

2 退職した者又は解雇された者は、保管中の備品、書類その他すべての物品を速やかに返還しなければならない。

3 退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第72条 大学は、退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。

2 大学は、職員が第70条第1項の解雇の予告がされた日から退職の日までにおいて、当該解雇の理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。ただし、職員が解雇の予告がされた日以後に当該解雇以外の事由により退職した場合においては、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。

第2節 退職手当

(退職手当)

第73条 職員の退職手当について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員退職手当規程の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第33条第2項及び第3項に規定する者以外の職員の勤務評定については、なお従前の例による。

3 削除

4 この規則施行の際現に休職中である者は、この規則の規定により休職しているものとみなす。ただし、国家公務員法第79条第2号の規定により休職中である者の休職期間については、第40条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 令和6年4月1日から令和13年3月31日までの期間における職員(大学教員を除く。)への第66条第1項の適用については、次の表の左欄に掲げる期間に応じ、同項中「満65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢に読み替えるものとする。

期間	年齢
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

6 大学は、この規則の一部を改正する規則(令和6年3月25日制定)による改正前の第66条の規定により定年退職する者及び令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間に改正後の第66条の規定により定年退職となる者であって、再雇用を希望し、解雇又は退職の事由に該当しない者については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、満65歳に達する日以後における最初の3月31日まで再雇用する。

附 則(平成16年11月18日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月24日)

この規則は、平成18年1月24日から施行する。

附 則(平成18年3月28日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第66条第1項第1号の規定にかかわらず、生年月日が次の表の左欄に掲げる期間に含まれる大学教員の定年は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

生年月日が含まれる期間	定年
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの期間	満64歳

- 3 生年月日が前項の表の左欄に掲げる期間より前である大学教員の定年は、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月27日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月26日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月28日)

この規則は平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月21日)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第29条第1項の規定は、平成29年1月1日から適用する。

附 則(平成29年9月26日)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成29年9月29日)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月26日)

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在職する大学教員(学長が定める者を除く。)及び令和2年3月31日までに公募等により国立大学法人神戸大学職員給与規程の適用が承認された者については、改正後の第30条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月30日)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸大学における内部質保証の基本的な考え方

(令和元年 5 月 23 日 国立大学法人神戸大学教育研究評議会決定)

(令和 3 年 3 月 18 日 国立大学法人神戸大学教育研究評議会改正)

はじめに

神戸大学が世界の拠点大学としてさらなる発展を遂げるためには、本学の理念や使命に基づき、大学が継続的に、自ら教育研究活動等の点検及び評価を行い、その結果を改善につなげることにより、教育研究活動等の質を維持し向上を図る内部質保証に努めることが不可欠である。そのためには国際的にも通用する公正かつ合理的な内部質保証体制を構築する必要がある。そこで、神戸大学における内部質保証の基本的な考え方をここに表明し、大学内外の関係者に対して内部質保証への理解と協力、及び、大学内の関係者に対して内部質保証の機能の実現を求めるものである。この基本的な考え方において内部質保証とは、自らが行う諸活動の状況について、継続的に点検・評価し、質の保証を行い、絶えず改善・向上に努めることをいう。

内部質保証の理念

(理念・使命に基づいた内部質保証)

神戸大学は、人文・人間科学、社会科学、自然科学並びに生命・医学に及ぶ広範な教育研究活動等を通じて、知の創造、継承及び普及に社会的責任を負っている。内部質保証は、神戸大学が、この社会的責任を果たし、今後も国際的な知の拠点として発展していくために、常に真摯に自己を見つめ直し、良きところはさらに一層発展させ、改めるべき点は改善していくという自律的かつ継続的な自己改善に努める活動である。したがって、神戸大学における内部質保証は、本学の掲げる理念や使命に準拠して実施されるべきである。

(外部の視点を取り入れた内部質保証)

また、内部質保証は、知の創造、継承及び普及の主体である教員が責任を持って実施する自己点検・評価を基盤とすべきであるが、自己点検・評価の際には、大学という知的共同体の構成員である学生と職員の積極的関与が不可欠であるのみならず、自己点検・評価の客観性や妥当性を確保するためには外部の視点も必要である。

(証拠に基づいた内部質保証)

内部質保証は、国費、学生納付金、寄付金等を基盤として実施される教育研究活動等を対象として評価を行い、評価結果に基づく運営費交付金などの様々な資源配分等の活用を通じて、教育研究活動等の質の改善や向上を図る活動である。これらのことから、内部質保証は、データや資料など証拠に基づき実施し、結果のみならず、その過程についても透明性を確保すると同時に公正な仕組みでなければならない。

(合理的、効率的な内部質保証)

さらにまた、今後は、内部質保証は、その基盤となる自己点検・評価を実施するだけでな

く、それを基礎として実施される国立大学法人評価委員会による評価や認証評価機関による評価など様々な外部組織による評価が実施されることから、多様な評価に整合的に対応するためにも合理的かつ効率的な仕組みでなければならない。

(自らも改善する内部質保証)

最後に神戸大学の内部質保証体制それ自体も、つねにその理念・使命・目的や環境の変化に照らして最適となるよう自己改善に努めなければならない。

内部質保証の目的

内部質保証の目的は、神戸大学、各部局等、各教職員が、本学の理念や目的・計画のもとで、それぞれの使命や目標の実現に向けて、自らがその到達点を確認し、さらなる飛躍に努めることにある。

内部質保証の単位

大学の中核事業である教育研究活動等は、部局等を単位として実施されている。したがって、神戸大学の内部質保証は、各部局等の内部質保証の集大成と考えることができる。また、各部局等での教育活動は、教育課程を単位として実施されていることから、各部局等の教育の内部質保証は、各教育課程のそれらの集大成と考えられる。他方、全学単位で実施されている教育研究活動等もある。したがって、内部質保証の目的、対象とする教育研究活動等の特性に応じて適切な活動単位の設定に留意しつつ、神戸大学を対象として実施される国立大学法人評価委員会による評価や認証評価機関による評価への対応を勘案して、それらの評価の基礎となる内部質保証も全学、部局等、教育課程を適切に組み合わせた単位で構成するものとする。

なお、各教員は、各部局等、各教育課程の内部質保証の基盤となる個人を単位とする点検・評価を行う。また、教員以外の職員の点検・評価についても、組織及び個人の単位で、それぞれの使命や役割に応じて、該当する部局等において実施するものとする。

内部質保証の体制

教育研究の質を保証し改善するのは、規則や制度ではなく、教育研究の主体である教員自身であることは論をまたない。また、大学の中核事業である教育研究活動等は、部局等を単位として実施されている（但し、全学単位で実施されている教育研究活動等は除く）。このため、まず、教員と教員集団である部局等が、自らの活動を真摯に点検・評価することが、神戸大学の内部質保証の出発点である。

その上で、部局等の長が責任をもって(大規模な部局にあっては、学科や専攻の長など)、対象とする教育研究活動等の特性に応じて、部局等、教育課程を単位とする内部質保証活動を行う。部局等の長による内部質保証を支援する組織として、各部局等に内部質保証を担当する組織を設置する。

次に、各部局等の長による内部質保証活動が、この基本的な考え方に表明されている理念と目的に適った妥当なものであるかどうかを、学長を長とする国立大学法人神戸大学教育研究評議会（以下「評議会」という。）が確認等を行う。

他方、全学単位で実施されている教育研究活動等は、全学の担当組織が内部質保証活動を行い、評議会が確認等を行う。

なお、各部局等の長、全学の担当組織による内部質保証活動のうち点検・評価については、神戸大学評価委員会が点検・評価を行い、評議会に報告を行う。

つまり、評議会を最終責任組織として、上位の階層は、直近下位の階層における内部質保証の手続き・過程・結果等がここに表明している基本的な考え方に沿った適正なものであるかについて確認等を行う体制とする。

なお、評価室は、評議会や各部局等の長、全学の担当組織と連携し、本学における内部質保証の円滑なる実施に寄与する。

内部質保証の分野

内部質保証は、教育、研究及び社会貢献を中心として、本学の理念や使命、外部組織による評価を考慮した分野やテーマを設定し、総合的に実施する。

内部質保証の観点

神戸大学における教育研究活動等の規模の大きさと多様性を勘案すれば、内部質保証の観点や要素を全学的に統一することは不可能であるばかりでなく、かえって各教員や各部局等の創造的で独自の取組を萎縮させ、教育研究活動等の活力を低下させるおそれがある。したがって、別に定める内部質保証に関する規則などでは、内部質保証の分野、観点、要素等について大綱的に定めるにとどめる。

ただし、理念の項に表明しているように、神戸大学における内部質保証は、神戸大学の掲げる理念や使命が準拠枠となることから、大学の内部質保証においては、各部局等が神戸大学の理念の実現や使命の達成にいかに関与しているかを基本的な観点とする。同様に、各部局等の内部質保証においては、各教育課程が部局等の理念の実現や使命の達成にいかに関与しているかを基本的な観点とする。

また、教育、研究及び社会貢献等の内部質保証の分野ごとの特性に十分に配慮することとする。

なお、神戸大学の内部質保証の目的が、教育研究活動等の質の向上であることから、大学、各部局等、各教育課程の内部質保証に関する報告には、改善方策についての言及を必ず含むこととする。

内部質保証の周期

大学及び各部局等での内部質保証は、国立大学法人評価委員会による評価や認証評価機関による評価の時期を考慮し、大学は3年から6年、各部局等は適切な周期で実施するのが妥当である。ただし、教育研究活動等の質の改善や向上は一朝一夕に実現できるものではないことから、計画的に実施することとする。

内部質保証に関する情報の公表

神戸大学における内部質保証に関する情報は、その性質上開示に適さないものを除き、原則として大学内外に公表することとする。

神戸大学内部質保証指針

(令和 2 年 3 月 18 日国立大学法人神戸大学教育研究評議会決定)

(令和 3 年 3 月 18 日国立大学法人神戸大学教育研究評議会改正)

本指針は、「神戸大学における内部質保証の基本的な考え方」(令和元年 5 月 23 日国立大学法人神戸大学教育研究評議会決定)(以下、「基本的な考え方」とする。)に準拠した、本学における内部質保証に係る大綱的指針である。

1 内部質保証の目的

内部質保証は、質保証の責任が、第一義的には大学自身にあるという考え方に基づいて、本学が自律的な組織として社会からの信頼を得るために、本学、各部局等、各教職員が、本学の理念や目的・計画のもとで、それぞれの使命や目標の実現に向けて、自らがその到達点を確認し、さらなる飛躍に努めることを目的とする。

2 内部質保証の分野

- (1) 内部質保証は、教育、研究及び社会貢献を中心として、本学の理念や使命、外部組織による評価を考慮した分野やテーマを設定し、総合的に実施する。
- (2) 教育の分野の内部質保証の対象は、教育課程、学生支援、施設・設備、学生受け入れとする。
- (3) 教育以外の分野の内部質保証の対象は、各分野において設定するものとする。

3 内部質保証に係る責任体制

(1) 全学的な責任体制

- ① 中核となる委員会は、国立大学法人神戸大学教育研究評議会(以下「評議会」という。)とする。また、評議会は、基本的な考え方、内部質保証指針等の内部質保証に関する基本的な方針の策定を行うこととする。
- ② 統括責任者は、学長とする。
- ③ 自己点検・評価の責任者は、評価担当理事とする。
- ④ 改善・向上活動の責任者は、内部質保証の各分野の対象の担当理事とする。

(2) 教育の分野の内部質保証の責任体制

- ① 教育課程については、全学の担当組織を大学教育推進委員会とし、責任者を教育担当理事とする。各部局等(教育研究上の基本組織)の責任者は部局長とし、担当組織及び教育課程の責任者は、各部局等において別に定める。
- ② 学生支援については、全学の担当組織を学生委員協議会、留学生委員会とし、責任者をそれぞれの担当組織の長とする。
- ③ 施設・設備については、全学の担当組織を施設マネジメント委員会、情報委員会、附属図書館運営委員会とし、責任者をそれぞれの担当組織の長とする。
- ④ 学生受け入れについては、全学の担当組織を入試委員会とし、責任者を入試担当理事とする。

- ⑤ 各対象の担当組織の活動内容、構成員については、各対象において別に定める。
- (3) 教育以外の分野の内部質保証の責任体制
各分野の対象の設定を踏まえて別に定める。

4 内部質保証の基盤となる点検・評価の単位

本学における点検・評価は、以下の単位で実施するものとする。

- (1) 国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程及び国立大学法人神戸大学年俸制適用教員活動評価実施規程（以下「教員活動評価実施規程等」という。）に基づく教員個人の教育研究活動等の点検・評価（「教員活動評価」）
- (2) 教育課程ごとの「教育課程点検・評価」
- (3) 部局（教養教育を担当する大学教育推進機構以外の学内共同利用施設等の組織に係る自己点検・評価の対象となる組織を除く。）ごとの「組織点検・評価」
- (4) 教育分野の対象ごとの「対象別点検・評価」
- (5) 神戸大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）による前号までの各点検・評価に対する点検・評価（「メタ点検・評価」）
- (6) 評価委員会による大学の「総括的点検・評価」

また、教員以外の職員の点検・評価についても、個人及び組織の単位で、各部局等において実施するものとする。

5 内部質保証の手順

(1) 教育の分野について

① 教育課程については、まず、各部局が教育課程点検・評価、組織点検・評価を行い、全学評価・FD委員会において各部局からの報告をとりまとめ、全学的な点検・評価を行い、大学教育推進委員会がその点検・評価が妥当なものであるかどうかの確認等を行う。また、評価委員会によるメタ評価を経て、学長を長とする評議会がその確認等が妥当なものであるかどうかの確認等を行う。評議会の確認等の結果、課題がある場合は、大学教育推進委員会に改善を命じる。また、改善方策の進捗状況に課題がある場合も同様とする。

② 学生支援、施設・設備、学生受け入れについては、まず、全学の担当組織が対象別点検・評価を行う。また、評価委員会によるメタ評価を経て、評議会がその点検・評価が妥当なものであるかどうかの確認等を行う。評議会の確認等の結果、課題がある場合は、全学の担当組織に改善を命じる。また、改善方策の進捗状況に課題がある場合も同様とする。

(2) 教育以外の分野について

各分野の対象の設定を踏まえて別に定める。

- (3) 評価委員会は、各部局、各分野の点検・評価のメタ点検・評価を行い、評議会に報告を行う。評議会は、評価委員会の報告を踏まえて、確認等を行う。

6 内部質保証の基盤となる点検・評価の観点

(1) 教育活動

教育活動の教育課程点検・評価、組織点検・評価及び対象別点検・評価は、基本的に大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価の大学評価基準等に準拠して実施するものとする。

具体的な評価基準、評価対象については、内部質保証の対象ごとに別に定める。

(2) 研究活動

組織点検・評価のうち、研究活動の点検・評価については、学問領域・研究分野の特性により、利用可能な評価の観点は異なる。したがって、各部局等の研究水準の点検・評価に当たり、どのような観点をを用いるべきかについては、各部局等の長の責任において判断し選択するものとする。

ただし、各部局等の長は、点検・評価に用いた観点について、評価結果とともに公表しなければならない。

(3) その他

各部局等において教育研究活動及び他の活動（教育研究支援活動、診療活動、管理運営活動、学界・社会での活動等）の点検・評価を実施するに当たり、独自の観点を追加的に設けることを妨げない。

ただし、各部局等が点検・評価に当たり独自の観点をを用いる場合には、当該観点による点検・評価の結果の適切性について慎重に判断しなければならない。

なお、教員活動評価については、教員活動評価実施規程等に準拠して実施するものとする。

7 内部質保証の基盤となる点検・評価の方法

点検・評価は、透明性と公正性を確保しつつ実施するものとする。すなわち、各部局等の長は、点検・評価を行うに当たり、その方針、方法、分野等について、各教職員に対して十分な情報を開示しなければならない。

組織点検・評価に当たっては、自己点検・評価とともに、外部評価（ピア・レビュー等）を必ず実施するものとする。

点検・評価は、可能な限り客観性や妥当性を担保できる証拠に基づいて実施するものとする。

なお、自己点検・評価に係る根拠資料の収集・蓄積に当たっては、神戸大学情報データベース（Kobe University Information Database : KUID）を活用し、点検・評価の作業自体が過剰な負担とならないように、合理的かつ効率的な仕組みの下で実施することが望ましい。

8 内部質保証の周期

(1) 内部質保証の基盤である教育課程点検・評価、組織点検・評価及び対象別点検・評価、並びに、評価委員会によるメタ点検・評価及び大学の総括的 point 検・評価の周期については、別に定める。

(2) 教員活動評価については、国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程等に基づいて実施する。

9 内部質保証の基盤となる点検・評価の結果に対する異議の申し立て

各教員は、教員活動評価の結果に関して、教員活動評価実施規程等に基づいて意見の申し出等を行うことができるものとする。

また、各部局等の長は、当該部局等の点検・評価（教育課程点検・評価及び組織点検・評価）に対する評価委員会による点検・評価（メタ点検・評価）の結果について合理的な疑義が生じた場合には、以下の手続に従い異議の申し立てを行うことができるものとする。

- (1) 評価委員会に対して、再度の判断を求めることができる。
- (2) 異議の申し立てを受けた評価委員会は、これに真摯に対応しなければならない。
- (3) 評価委員会は、異議の申し立てがあった部局等の長から意見を聴取し、当該部局等の点検・評価に対する点検・評価の結果の妥当性について最終的判断を行う。

なお、各部局等において教員以外の職員の点検・評価を個人及び組織の単位で実施するに当たっても、異議申し立ての手続を含めて、教員点検・評価及び組織点検・評価の場合と同様な透明性と公正性が確保されなければならない。

10 関係者からの意見聴取

各分野における内部質保証活動の際には、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取することとする。